

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前 (現行規定：ROP反映版(令和2年5月26日認可))	変更後	備考
<p style="text-align: center;">第2章 品質保証</p> <p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">【品質マネジメントシステム計画】</p> <p>1. 目的 本品質マネジメントシステム計画は、柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）の安全を達成・維持・向上させるため、「<u>原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同規則の解釈</u>」（以下「品質管理基準規則」という。）に従って、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム（以下「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善するとともに、<u>安全文化及び安全のためのリーダーシップによって原子力の安全を確保すること</u>を目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 用語の定義 以下を除き品質管理基準規則の定義に従う。 (1) 原子炉施設：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。 (2) ニューシア：原子炉施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース（<u>原子炉施設情報公開ライブラリー</u>）のことをいう。 (3) BWR 事業者協議会：国内 BWR プラントの安全性及び信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。（以下、本条及び第107条において同じ。）</p> <p>4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (1) 第4条（保安に関する組織）に定める組織（以下「組織」という。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ、維持する。また、その品質マネジメントシステムの実効性を維持するため、継続的に改善する。 (2) 組織は、<u>保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、以下の事項を適切に考慮し、</u>発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）を参考として、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。 a) <u>業務・原子炉施設又は組織の重要度及びこれらの複雑さの程度</u> b) <u>原子炉施設の品質又は業務に関連する原子力安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</u> c) <u>機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は業務が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</u> (3) 組織は、<u>保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</u> (4) 組織は、<u>原子炉施設に適用される法令・規制要求事項を明確に認識し、「文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき各基本マニュアル等に明記する（7.2.1参照）。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 品質保証</p> <p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">【品質マネジメントシステム計画】</p> <p>1. 目的 本品質マネジメントシステム計画は、柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）の安全を達成・維持・向上させるため、「<u>原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同規則の解釈</u>」（以下「品質管理基準規則」という。）に従って、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム（以下「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善するとともに、<u>安全文化及び安全のためのリーダーシップによって原子力の安全を確保すること</u>を目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 用語の定義 以下を除き品質管理基準規則の定義に従う。 (1) 原子炉施設：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。 (2) ニューシア：原子炉施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース（<u>原子炉施設情報公開ライブラリー</u>）のことをいう。 (3) BWR 事業者協議会：国内 BWR プラントの安全性及び信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。（以下、本条及び第107条において同じ。）</p> <p>4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (1) 第4条（保安に関する組織）に定める組織（以下「組織」という。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ、維持する。また、その品質マネジメントシステムの実効性を維持するため、継続的に改善する。 (2) 組織は、<u>保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、以下の事項を適切に考慮し、</u>発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）を参考として、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。 a) <u>業務・原子炉施設又は組織の重要度及びこれらの複雑さの程度</u> b) <u>原子炉施設の品質又は業務に関連する原子力安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</u> c) <u>機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は業務が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</u> (3) 組織は、<u>保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</u> (4) 組織は、<u>原子炉施設に適用される法令・規制要求事項を明確に認識し、「文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき各基本マニュアル等に明記する（7.2.1参照）。</u></p>	<p style="text-align: center; border: 1px solid red; padding: 5px;">7つの約束については 今後反映する</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前 (現行規定：ROP反映版(令和2年5月26日認可))	変更後	備考
<p>(5) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを「原子力品質保証規程」に定め、次の事項を実施する。</p> <p>a) <u>プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にする。</u></p> <p>b) これらのプロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を図1のとおりとする。</p> <p>c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれも<u>の実効性の確保に必要なパフォーマンスを示す指標（以下「PI(Performance Indicator)」という。）、並びに判断基準及び方法を明確にする。</u> <u>このPIには、原子力規制検査等に関する規則第5条に規定する安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含める。</u></p> <p>d) これらのプロセスの運用並びに監視及び測定に必要な資源及び情報を利用できる体制を確保する。<u>これには、責任及び権限の明確化を含める。</u></p> <p>e) これらのプロセスの運用状況を監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。</p> <p>f) これらのプロセスについて、計画の目的を達成するため、かつ、実効性を維持するために必要な処置（プロセスの変更を含む。）をとる。</p> <p>g) <u>これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合がとれたものにする。</u></p> <p>h) <u>原子力安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力安全に与える潜在的な影響と、原子力安全に係る対策がセキュリティに与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</u></p> <p>(6) 組織は、安全文化として目指している状態を含め「健全な安全文化の育成及び維持に係る基本マニュアル」を定めるとともに、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取り組みを通じて、健全な安全文化を育成し、及び維持する。</p> <p>(7) 組織は、業務・原子炉施設に係る要求事項（法令・規制要求事項を含む。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外委託することを決めた場合には、当該プロセスの管理を確実にする。</p>	<p>(5) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを「原子力品質保証規程」に定め、次の事項を実施する。</p> <p>a) <u>プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にする。</u></p> <p>b) これらのプロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を図1のとおりとする。</p> <p>c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれも<u>の実効性の確保に必要なパフォーマンスを示す指標（以下「PI(Performance Indicator)」という。）、並びに判断基準及び方法を明確にする。</u> <u>このPIには、原子力規制検査等に関する規則第5条に規定する安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含める。</u></p> <p>d) これらのプロセスの運用並びに監視及び測定に必要な資源及び情報を利用できる体制を確保する。<u>これには、責任及び権限の明確化を含める。</u></p> <p>e) これらのプロセスの運用状況を監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。</p> <p>f) これらのプロセスについて、計画の目的を達成するため、かつ、実効性を維持するために必要な処置（プロセスの変更を含む。）をとる。</p> <p>g) <u>これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合がとれたものにする。</u></p> <p>h) <u>原子力安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力安全に与える潜在的な影響と、原子力安全に係る対策がセキュリティに与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</u></p> <p>(6) 組織は、安全文化として目指している状態を含め「健全な安全文化の育成及び維持に係る基本マニュアル」を定めるとともに、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取り組みを通じて、健全な安全文化を育成し、及び維持する。</p> <p>(7) 組織は、業務・原子炉施設に係る要求事項（法令・規制要求事項を含む。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外委託することを決めた場合には、当該プロセスの管理を確実にする。</p>	

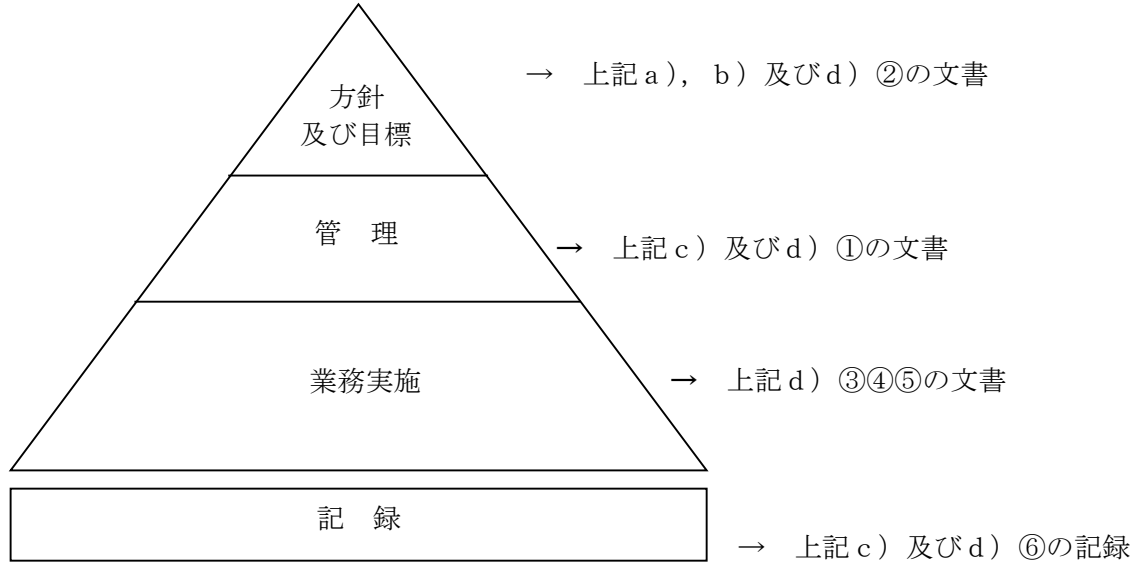
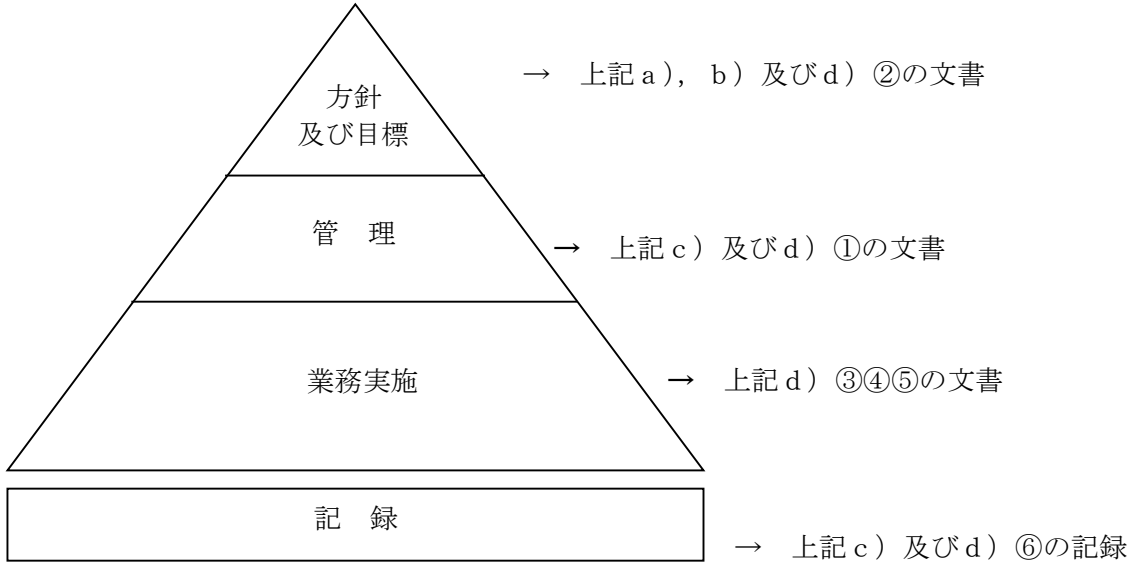
変更前 (現行規定：ROP反映版(令和2年5月26日認可))	変更後	備考																																
<p>図1. 品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係</p>	<p>図1. 品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係</p>																																	
<p>4.2 文書化に関する要求事項</p>	<p>4.2 文書化に関する要求事項</p>																																	
<p>4.2.1 一般</p>	<p>4.2.1 一般</p>																																	
<p>品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。<u>これらの文書は、保安活動の重要度に応じて作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</u>また、これらの文書体系を図2に、各マニュアルと各条文の関連をc)及びd)の表に示す。なお、記録は適正に作成する。</p>	<p>品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。<u>これらの文書は、保安活動の重要度に応じて作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</u>また、これらの文書体系を図2に、各マニュアルと各条文の関連をc)及びd)の表に示す。なお、記録は適正に作成する。</p>																																	
<p>a) 品質方針及び品質目標 b) 原子力品質保証規程 c) <u>品質管理基準規則</u>が要求する“<u>手順書等</u>”である以下の文書及び記録</p>	<p>a) 品質方針及び品質目標 b) 原子力品質保証規程 c) <u>品質管理基準規則</u>が要求する“<u>手順書等</u>”である以下の文書及び記録</p>																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>第3条の関連条項</th> <th>原子力品質保証規程の関連条項</th> <th>名称</th> <th>管理箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2, 7.2.2</td> <td>4.2, 7.2.2</td> <td>文書及び記録管理基本マニュアル</td> <td>原子力安全・統括部</td> </tr> <tr> <td>8.2.2, 8.5.1</td> <td>8.2.2, 8.5.1</td> <td>原子力品質監査基本マニュアル</td> <td>内部監査室</td> </tr> <tr> <td>8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3</td> <td>8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3</td> <td><u>不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル</u></td> <td>原子力安全・統括部</td> </tr> </tbody> </table>	第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	管理箇所	4.2, 7.2.2	4.2, 7.2.2	文書及び記録管理基本マニュアル	原子力安全・統括部	8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	内部監査室	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	<u>不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル</u>	原子力安全・統括部	<table border="1"> <thead> <tr> <th>第3条の関連条項</th> <th>原子力品質保証規程の関連条項</th> <th>名称</th> <th>管理箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2, 7.2.2</td> <td>4.2, 7.2.2</td> <td>文書及び記録管理基本マニュアル</td> <td>原子力安全・統括部</td> </tr> <tr> <td>8.2.2, 8.5.1</td> <td>8.2.2, 8.5.1</td> <td>原子力品質監査基本マニュアル</td> <td>内部監査室</td> </tr> <tr> <td>8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3</td> <td>8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3</td> <td><u>不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル</u></td> <td>原子力安全・統括部</td> </tr> </tbody> </table>	第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	管理箇所	4.2, 7.2.2	4.2, 7.2.2	文書及び記録管理基本マニュアル	原子力安全・統括部	8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	内部監査室	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	<u>不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル</u>	原子力安全・統括部	
第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	管理箇所																															
4.2, 7.2.2	4.2, 7.2.2	文書及び記録管理基本マニュアル	原子力安全・統括部																															
8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	内部監査室																															
8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	<u>不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル</u>	原子力安全・統括部																															
第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	管理箇所																															
4.2, 7.2.2	4.2, 7.2.2	文書及び記録管理基本マニュアル	原子力安全・統括部																															
8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	内部監査室																															
8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	<u>不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル</u>	原子力安全・統括部																															

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前(現行規定:ROP反映版(令和2年5月26日認可))					変更後					備考
d) 組織内のプロセスの 実効的 な計画,運用及び管理を確実に実施するために,必要と決定した 文書及び記録 以下の文書					d) 組織内のプロセスの 実効的 な計画,運用及び管理を確実に実施するために,必要と決定した 文書及び記録 以下の文書					
第3条の 関連条項	原子力品質 保証規程の 関連条項	名 称	管理箇所	第3条 以外 の 関連条文	第3条の 関連条項	原子力品質 保証規程の 関連条項	名 称	管理箇所	第3条 以外 の 関連条文	
5.4.1, 8.2.1 , 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, 8.2.1 , 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルフアセスメント実施基本マニュアル	原子力安全・統括部	第10条	5.4.1, 8.2.1 , 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, 8.2.1 , 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルフアセスメント実施基本マニュアル	原子力安全・統括部	第10条	
5.4.2	5.4.2	原子力リスク管理基本マニュアル	原子力安全・統括部	-	5.4.2	5.4.2	原子力リスク管理基本マニュアル	原子力安全・統括部	-	
5.4.2 , 7.1	5.4.2 , 7.1	変更管理基本マニュアル	原子力安全・統括部	-	5.4.2 , 7.1	5.4.2 , 7.1	変更管理基本マニュアル	原子力安全・統括部	-	
5.5.4	5.5.4	保安管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第6条~ 第9条の3	5.5.4	5.5.4	保安管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第6条~ 第9条の3	
5.6,8.5.1	5.6, 8.5.1	マネジメントレビュー実施基本マニュアル	原子力安全・統括部	-	5.6,8.5.1	5.6, 8.5.1	マネジメントレビュー実施基本マニュアル	原子力安全・統括部	-	
6.2	6.2	教育及び訓練基本マニュアル	原子力人財育成センター	第118条~第120条	6.2	6.2	教育及び訓練基本マニュアル	原子力人財育成センター	第118条~第120条	
6.3,6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5,7.6	6.3,6.4, 7.1,7.2.1, 7.5,7.6	運転管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第7条,第11条の2, 第12条~第78条,第84条, 第88条 , 第95条 , 第96条 , 第108条 ~ 第117条 ,第120条, 第121条	6.3,6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5,7.6	6.3,6.4, 7.1,7.2.1, 7.5,7.6	運転管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第7条,第11条の2, 第12条~ 第17条 , 第18条 ~第78条,第84条, 第88条 , 第95条 , 第96条 , 第110条 ,第120条,第121条	マニュアル体系 の変更に伴う変更
		燃料管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第19条~第23条, 第25条~第27条,第55条, 第56条,第69条,第72条, 第79条~第86条, 第104条 , 第105条 ,第120条			燃料管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第19条~第23条, 第25条~第27条,第55条, 第56条,第69条,第72条, 第79条~第86条, 第104条 , 第105条 ,第120条	
		放射性廃棄物管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第88条 , 第88条の2 , 第89条 , 第90条 ,第120条,第121条			放射性廃棄物管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第88条 , 第88条の2 , 第89条 , 第90条 ,第120条,第121条	
		放射線管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第79条,第86条, 第88条 , 第88条の3 , 第90条 , 第93条 ~ 第106条 , 第118条~第121条			放射線管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第79条,第86条, 第88条 , 第88条の3 , 第90条 , 第93条 ~ 第106条 , 第118条~第121条	
		施設管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第91条 , 第103条 ,第107条~ 第107条の6 ,第120条			施設管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第91条 , 第103条 ,第107条~ 第107条の6 ,第120条	
							原子力災害対策基本マニュアル	原子力運営管理部	第17条の2 ~ 第17条の9 , 第108条 ~ 第117条	マニュアル体系 の変更に伴う変更

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前 (現行規定：ROP反映版(令和2年5月26日認可))					変更後					備考	
7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	法令等の遵守に係る活動基本マニュアル	原子力安全・統括部	第2条の2	7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	法令等の遵守に係る活動基本マニュアル	原子力安全・統括部	第2条の2		
7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	健全な安全文化の育成及び維持に係る基本マニュアル	原子力安全・統括部	二	7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	健全な安全文化の育成及び維持に係る基本マニュアル	原子力安全・統括部	二		
7.2.3, 8.2.1	7.2.3, 8.2.1	外部コミュニケーション基本マニュアル	原子力運営管理部	—	7.2.3, 8.2.1	7.2.3, 8.2.1	外部コミュニケーション基本マニュアル	原子力運営管理部	—		
7.3	7.3	設計管理基本マニュアル	原子力設備管理部	第107条の2	7.3	7.3	設計管理基本マニュアル	原子力設備管理部	第107条の2		
7.4	7.4	調達管理基本マニュアル	原子力設備管理部	—	7.4	7.4	調達管理基本マニュアル	原子力設備管理部	—		
		原子燃料調達基本マニュアル	原子燃料サイクル部	—			原子燃料調達基本マニュアル	原子燃料サイクル部	—		
8.2.4	8.2.4	使用前事業者検査等及び自主検査等基本マニュアル	原子力運営管理部	第19条, 第21条, 第22条, 第24条, 第27条, 第30条, 第32条, 第39条, 第41条～第44条, 第47条, 第49条～第54条, 第57条, 第60条 , 第63条 , 第79条 , 第81条, 第84条, 第86条 , 第88条 , 第104条 , 第105条 , 第107条, 第107条の4 , 第107条の5 , 第120条	記載の適正化	8.2.4	8.2.4	使用前事業者検査等及び自主検査等基本マニュアル	原子力運営管理部		第19条, 第21条, 第22条, 第24条, 第27条, 第30条, 第32条, 第39条, 第41条～第44条, 第47条, 第49条～第54条, 第57条, 第59条 , 第62条 , 第66条 , 第79条 , 第81条, 第84条, 第86条 , 第88条 , 第104条 , 第105条 , 第107条, 第107条の4 , 第107条の5 , 第120条
		運転管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第21条, 第24条, 第27条, 第39条, 第41条, 第51条～第54条, 第58条, 第60条 , 第61条 , 第67条, 第84条, 第120条				運転管理基本マニュアル	原子力運営管理部		第21条, 第24条, 第27条, 第39条, 第41条, 第51条～第54条, 第58条～ 第60条 , 第66条 , 第67条, 第84条, 第120条

変更前 (現行規定：ROP反映版(令和2年5月26日認可))	変更後	備考
<p>②発電所品質保証計画書 ③要領, 要項, 手引等の手順書 ④部門作成文書 ⑤外部文書 ⑥上記①②③④⑤で規定する記録</p>  <p>図2. 品質マネジメントシステム文書体系図</p> <p>4.2.2 品質マニュアル <u>(1) 組織は、品質マニュアルとして本品質マネジメントシステム計画に定める要求事項を含む「原子力品質保証規程」を作成し、維持する。制定・改訂権限者は社長とする。</u> <u>(2) 「原子力品質保証規程」には、次の事項を含める。</u> <u>a) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</u> <u>b) 保安活動の計画, 実施, 評価及び改善に関する事項</u> <u>c) 品質マネジメントシステムの適用範囲</u> <u>d) 品質マネジメントシステムについて確立された“手順書等”又はそれらを参照できる情報</u> <u>e) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</u></p>	<p>②発電所品質保証計画書 ③要領, 要項, 手引等の手順書 ④部門作成文書 ⑤外部文書 ⑥上記①②③④⑤で規定する記録</p>  <p>図2. 品質マネジメントシステム文書体系図</p> <p>4.2.2 品質マニュアル <u>(1) 組織は、品質マニュアルとして本品質マネジメントシステム計画に定める要求事項を含む「原子力品質保証規程」を作成し、維持する。制定・改訂権限者は社長とする。</u> <u>(2) 「原子力品質保証規程」には、次の事項を含める。</u> <u>a) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</u> <u>b) 保安活動の計画, 実施, 評価及び改善に関する事項</u> <u>c) 品質マネジメントシステムの適用範囲</u> <u>d) 品質マネジメントシステムについて確立された“手順書等”又はそれらを参照できる情報</u> <u>e) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</u></p>	

変更前 (現行規定：ROP反映版(令和2年5月26日認可))	変更後	備考
<p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムに<u>必要な</u>文書を、「文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき、保安規定上の位置付けを明確にするとともに、保安活動の重要度に応じて管理する。<u>これには次の事項を含める。</u></p> <p>a) 組織として承認されていない文書の使用又は適切でない変更の防止</p> <p>b) 文書の組織外への流出等の防止</p> <p>c) 4.2.1c)及び d)①の文書の制定及び改訂に係るレビューの結果、当該レビューの結果に基づき講じた処置並びに当該制定及び改訂を承認した者に関する情報の維持</p> <p>また、記録は、4.2.4に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>(2) 組織の要員が判断及び決定に<u>当たり適切な文書を利用できる</u>よう、次の活動に必要な管理を「文書及び記録管理基本マニュアル」に規定する。<u>これには、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含める。</u></p> <p>a) 発行前に、<u>文書の妥当性をレビューし、承認する。</u></p> <p>b) 文書の改訂の<u>必要性について</u>レビューする。また、<u>改訂に当たっては、a)と同様にその妥当性をレビューし、承認する。</u></p> <p>c) a)及び b)のレビューを行う際には、<u>その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させる。</u></p> <p>d) 文書の変更の識別及び<u>最新の改訂状況</u>の識別を確実にする。</p> <p>e) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用し<u>やすい</u>状態にあることを確実にする。</p> <p>f) 文書は、読みやすかつ容易に<u>内容を把握することができる</u>ようにする。</p> <p>g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを保持する場合には、<u>その目的にかかわらず、これを識別し管理する。</u></p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの<u>実効性を実証する記録を明確にし、保安活動の重要度に応じて</u>管理する。</p> <p>(2) 記録は、読みやすく、容易に<u>内容を把握することができる</u>とともに、識別可能かつ検索可能な<u>ように作成する。</u></p> <p>(3) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を「文書及び記録管理基本マニュアル」に規定する。</p> <p>5. 経営責任者等の責任</p> <p>5.1 <u>経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ</u></p> <p>社長は、<u>原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立及び実施させるとともに、その実効性の維持及び継続的な改善を、次の業務を行うことによつて実証する。</u></p> <p>a) 品質方針を設定する。</p> <p>b) 品質目標が設定されることを確実にする。</p> <p>c) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすることを確実にする。</p> <p>d) マネジメントレビューを実施する。</p> <p>e) 資源が使用できることを確実にする。</p> <p>f) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全を<u>確保すること</u>の重要性を組織内に周知する。</p> <p>g) 担当する業務について理解し、<u>遂行する責任を有することを要員に認識させる。</u></p> <p>h) すべての階層で行われる決定が、原子力安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して<u>確実に</u>行われるようにする。</p>	<p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムに<u>必要な</u>文書を、「文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき、保安規定上の位置付けを明確にするとともに、保安活動の重要度に応じて管理する。<u>これには次の事項を含める。</u></p> <p>a) 組織として承認されていない文書の使用又は適切でない変更の防止</p> <p>b) 文書の組織外への流出等の防止</p> <p>c) 4.2.1c)及び d)①の文書の制定及び改訂に係るレビューの結果、当該レビューの結果に基づき講じた処置並びに当該制定及び改訂を承認した者に関する情報の維持</p> <p>また、記録は、4.2.4に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>(2) 組織の要員が判断及び決定に<u>当たり適切な文書を利用できる</u>よう、次の活動に必要な管理を「文書及び記録管理基本マニュアル」に規定する。<u>これには、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含める。</u></p> <p>a) 発行前に、<u>文書の妥当性をレビューし、承認する。</u></p> <p>b) 文書の改訂の<u>必要性について</u>レビューする。また、<u>改訂に当たっては、a)と同様にその妥当性をレビューし、承認する。</u></p> <p>c) a)及び b)のレビューを行う際には、<u>その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させる。</u></p> <p>d) 文書の変更の識別及び<u>最新の改訂状況</u>の識別を確実にする。</p> <p>e) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用し<u>やすい</u>状態にあることを確実にする。</p> <p>f) 文書は、読みやすかつ容易に<u>内容を把握することができる</u>ようにする。</p> <p>g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを保持する場合には、<u>その目的にかかわらず、これを識別し管理する。</u></p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの<u>実効性を実証する記録を明確にし、保安活動の重要度に応じて</u>管理する。</p> <p>(2) 記録は、読みやすく、容易に<u>内容を把握することができる</u>とともに、識別可能かつ検索可能な<u>ように作成する。</u></p> <p>(3) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を「文書及び記録管理基本マニュアル」に規定する。</p> <p>5. 経営責任者等の責任</p> <p>5.1 <u>経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ</u></p> <p>社長は、<u>原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立及び実施させるとともに、その実効性の維持及び継続的な改善を、次の業務を行うことによつて実証する。</u></p> <p>a) <u>基本姿勢及び</u>品質方針を設定する。</p> <p>b) 品質目標が設定されることを確実にする。</p> <p>c) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすることを確実にする。</p> <p>d) マネジメントレビューを実施する。</p> <p>e) 資源が使用できることを確実にする。</p> <p>f) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全を<u>確保すること</u>の重要性を組織内に周知する。</p> <p>g) 担当する業務について理解し、<u>遂行する責任を有することを要員に認識させる。</u></p> <p>h) すべての階層で行われる決定が、原子力安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して<u>確実に</u>行われるようにする。</p>	<p>原子力規制委員会への回答文書の反映に伴う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前 (現行規定：ROP反映版(令和2年5月26日認可))	変更後	備考
<p>5.2 原子力安全の確保の重視 社長は、<u>組織の意思決定の際には、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合し(7.2.1及び8.2.1参照)、かつ、原子力安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</u></p> <p>5.3 品質方針 社長は、品質方針 <u>(健全な安全文化の育成及び維持に関するものを含む。)</u> について、次の事項を確実にする。 <u>なお、健全な安全文化の育成及び維持に関するものは、技術的、人的及び組織的な要因並びにそれらの相互作用が原子力安全に対して影響を及ぼすことを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。</u></p> <p>a) <u>組織の目的及び状況</u> に対して適切である。 b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの <u>実効性の維持及び継続的な改善</u> に対するコミットメントを含む。 c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。 d) 組織全体に伝達され、理解される。 e) 適切性の持続のためにレビューされる。 <u>f) 組織運営に関する方針と整合がとれている。</u></p> <p>5.4 計画 5.4.1 品質目標 (1) 社長は、<u>「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に基づき、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標(7.1(3)b)参照)が設定されることを確実にする。</u> <u>また、品質目標には、達成するための計画として次の事項を含める。</u> <u>a) 実施事項</u> <u>b) 必要な資源</u> <u>c) 責任者</u> <u>d) 実施事項の完了時期</u> <u>e) 結果の評価方法</u> (2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合がとれていること。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 <u>(1) 社長は、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が、4.1に規定する要求事項を満たすように策定されていることを確実にする。</u> <u>(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、実施される場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合が取れているようにするために、「変更管理基本マニュアル」に基づき管理することを確実にする。この変更には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じうる軽微な変更を含む。)を含める。</u> <u>品質マネジメントシステムの変更の計画、実施に当たっては、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。</u> <u>a) 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(組織の活動として実施する、当該変更による原子力安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。)</u> <u>b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持</u> <u>c) 資源の利用可能性</u> <u>d) 責任及び権限の割り当て</u> <u>(3) 社長は、「原子力リスク管理基本マニュアル」に基づき、リスク情報が活用され、品質マネジメントシステムの実効性が継続的に改善されていることを確実にする。</u></p>	<p>5.2 原子力安全の確保の重視 社長は、<u>組織の意思決定の際には、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合し(7.2.1及び8.2.1参照)、かつ、原子力安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</u></p> <p>5.3 品質方針 社長は、品質方針 <u>(健全な安全文化の育成及び維持に関するものを含む。)</u> について、次の事項を確実にする。 <u>なお、健全な安全文化の育成及び維持に関するものは、技術的、人的及び組織的な要因並びにそれらの相互作用が原子力安全に対して影響を及ぼすことを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。</u></p> <p>a) <u>組織の目的及び状況</u> に対して適切である。 b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの <u>実効性の維持及び継続的な改善</u> に対するコミットメントを含む。 c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。 d) 組織全体に伝達され、理解される。 e) 適切性の持続のためにレビューされる。 <u>f) 組織運営に関する方針と整合がとれている。</u></p> <p>5.4 計画 5.4.1 品質目標 (1) 社長は、<u>「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に基づき、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標(7.1(3)b)参照)が設定されることを確実にする。</u> <u>また、品質目標には、達成するための計画として次の事項を含める。</u> <u>a) 実施事項</u> <u>b) 必要な資源</u> <u>c) 責任者</u> <u>d) 実施事項の完了時期</u> <u>e) 結果の評価方法</u> (2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合がとれていること。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 <u>(1) 社長は、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が、4.1に規定する要求事項を満たすように策定されていることを確実にする。</u> <u>(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、実施される場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合が取れているようにするために、「変更管理基本マニュアル」に基づき管理することを確実にする。この変更には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じうる軽微な変更を含む。)を含める。</u> <u>品質マネジメントシステムの変更の計画、実施に当たっては、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。</u> <u>a) 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(組織の活動として実施する、当該変更による原子力安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。)</u> <u>b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持</u> <u>c) 資源の利用可能性</u> <u>d) 責任及び権限の割り当て</u> <u>(3) 社長は、「原子力リスク管理基本マニュアル」に基づき、リスク情報が活用され、品質マネジメントシステムの実効性が継続的に改善されていることを確実にする。</u></p>	

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前 (現行規定：ROP反映版(令和2年5月26日認可))	変更後	備考
<p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、全社規程である「職制および職務権限規程」を踏まえ、責任 <u>(担当業務に応じて組織の内外に対し業務の内容について説明する責任を含む。)</u> 及び権限が第5条 (保安に関する職務)、第9条 (原子炉主任技術者の職務等) <u>及び第9条の2 (電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等)</u> に定められ、<u>また、部門相互間の業務の手順が文書化され、組織全体に周知されるとともに、関係する要員が責任を持って業務を遂行できることを確実にする。</u> また、社長は第4条 (保安に関する組織) に定める組織以外の全社組織による、「職制および職務権限規程」に基づく保安活動への支援を確実にする。</p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 社長は、内部監査室長及び原子力・立地本部長を管理責任者に任命し、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任及び権限を与える。</p> <p>(2) 内部監査室長の管理責任者としての責任及び権限</p> <p>a) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び、<u>その実効性を維持することを確実にする。</u></p> <p>b) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムの<u>運用状況</u>及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>c) 内部監査プロセスを通じて、<u>健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、</u>組織全体にわたって、原子力安全の<u>確保</u>についての認識を高めることを確実にする。</p> <p>d) <u>内部監査プロセスを通じて、組織全体にわたって、法令・規制要求事項を遵守することを確実にする。</u></p> <p>(3) 原子力・立地本部長の管理責任者としての責任及び権限</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス (内部監査プロセスを除く。) の確立、実施及び、<u>その実効性を維持することを確実にする。</u></p> <p>b) 品質マネジメントシステム (内部監査プロセスを除く。) の <u>運用状況</u>及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>c) <u>健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、</u>組織全体 (内部監査室を除く。) にわたって、原子力安全の<u>確保</u>についての認識を高めることを確実にする。</p> <p>d) <u>組織全体 (内部監査室を除く。) にわたって、法令・規制要求事項を遵守することを確実にする。</u></p>	<p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、全社規程である「職制および職務権限規程」を踏まえ、責任 <u>(担当業務に応じて組織の内外に対し業務の内容について説明する責任を含む。)</u> 及び権限が第5条 (保安に関する職務)、第9条 (原子炉主任技術者の職務等) <u>及び第9条の2 (電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等)</u> に定められ、<u>また、部門相互間の業務の手順が文書化され、組織全体に周知されるとともに、関係する要員が責任を持って業務を遂行できることを確実にする。</u> また、社長は第4条 (保安に関する組織) に定める組織以外の全社組織による、「職制および職務権限規程」に基づく保安活動への支援を確実にする。</p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 社長は、内部監査室長及び原子力・立地本部長を管理責任者に任命し、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任及び権限を与える。</p> <p>(2) 内部監査室長の管理責任者としての責任及び権限</p> <p>a) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び、<u>その実効性を維持することを確実にする。</u></p> <p>b) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムの<u>運用状況</u>及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>c) 内部監査プロセスを通じて、<u>健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、</u>組織全体にわたって、原子力安全の<u>確保</u>についての認識を高めることを確実にする。</p> <p>d) <u>内部監査プロセスを通じて、組織全体にわたって、法令・規制要求事項を遵守することを確実にする。</u></p> <p>(3) 原子力・立地本部長の管理責任者としての責任及び権限</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス (内部監査プロセスを除く。) の確立、実施及び、<u>その実効性を維持することを確実にする。</u></p> <p>b) 品質マネジメントシステム (内部監査プロセスを除く。) の <u>運用状況</u>及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>c) <u>健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、</u>組織全体 (内部監査室を除く。) にわたって、原子力安全の<u>確保</u>についての認識を高めることを確実にする。</p> <p>d) <u>組織全体 (内部監査室を除く。) にわたって、法令・規制要求事項を遵守することを確実にする。</u></p>	

変更前 (現行規定：ROP反映版(令和2年5月26日認可))	変更後	備考
<p><u>5.5.3 管理者</u></p> <p>(1) 社長は、第5条に示す管理者（社長及び管理責任者を除く。）に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</p> <p>a) プロセスが確立され、実施されるとともに、実効性を維持する。</p> <p>b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>c) 業務の実施状況について評価する（5.4.1及び8.2.3参照）。</p> <p>d) 健全な安全文化を育成し、及び維持する。</p> <p>e) 法令・規制要求事項を遵守することを確実にする。</p> <p>(2) 管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、以下の事項を確実に実施する。</p> <p>a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視及び測定する。</p> <p>b) 要員が原子力安全に対する意識を向上し、かつ、原子力安全への取り組みを積極的に行えるようにする。</p> <p>c) 原子力安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>e) 要員が、積極的に業務の改善に対して貢献できるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、所掌する業務に関する自己評価をあらかじめ定められた間隔で実施する。この自己評価には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含める。</p> <p><u>5.5.4 内部コミュニケーション</u></p> <p>社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの<u>実効性</u>に関する情報交換が行われることを確実にする。</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切かつ妥当であること及び実効性が維持されていることを評価するために、「マネジメントレビュー実施基本マニュアル」に基づき、<u>年1回以上</u>品質マネジメントシステムをレビューする。なお、必要に応じて随時実施する。</p> <p>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</p> <p>(3) マネジメントレビューの結果の記録を維持する（4.2.4参照）。</p>	<p><u>5.5.3 管理者</u></p> <p>(1) 社長は、第5条に示す管理者（社長及び管理責任者を除く。）に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</p> <p>a) プロセスが確立され、実施されるとともに、実効性を維持する。</p> <p>b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>c) 業務の実施状況について評価する（5.4.1及び8.2.3参照）。</p> <p>d) 健全な安全文化を育成し、及び維持する。</p> <p>e) 法令・規制要求事項を遵守することを確実にする。</p> <p>(2) 管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、以下の事項を確実に実施する。</p> <p>a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視及び測定する。</p> <p>b) 要員が原子力安全に対する意識を向上し、かつ、原子力安全への取り組みを積極的に行えるようにする。</p> <p>c) 原子力安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>e) 要員が、積極的に業務の改善に対して貢献できるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、所掌する業務に関する自己評価をあらかじめ定められた間隔で実施する。この自己評価には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含める。</p> <p><u>5.5.4 内部コミュニケーション</u></p> <p>社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの<u>実効性</u>に関する情報交換が行われることを確実にする。</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切かつ妥当であること及び実効性が維持されていることを評価するために、「マネジメントレビュー実施基本マニュアル」に基づき、<u>年1回以上</u>品質マネジメントシステムをレビューする。なお、必要に応じて随時実施する。</p> <p>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに<u>基本姿勢</u>、品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</p> <p>(3) マネジメントレビューの結果の記録を維持する（4.2.4参照）。</p>	<p>原子力規制委員会への回答文書の反映に伴う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前 (現行規定：ROP反映版(令和2年5月26日認可))	変更後	備考
<p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) <u>内部監査の結果</u> b) <u>原子力安全の達成に関する外部の者の意見 (外部監査 (安全文化の外部評価を含む。)を受けた場合の結果, 地域住民の意見, 原子力規制委員会の意見等を含む。)</u> c) <u>プロセスの運用状況</u> d) <u>使用前事業者検査等及び自主検査等の結果</u> e) <u>品質目標の達成状況</u> f) <u>健全な安全文化の育成及び維持の状況 (内部監査による安全文化の育成及び維持の取り組みの状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)</u> g) <u>法令・規制要求事項の遵守状況</u> h) <u>不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況 (組織の内外で得られた知見 (技術的な進歩により得られたものを含む。)) 並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)</u> i) <u>前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ</u> j) <u>品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</u> k) <u>改善のための提案</u> l) <u>資源の妥当性</u> m) <u>保安活動の改善のためにとった措置 (品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内部及び外部の課題を明確にし, 当該課題に取り組むことを含む。)の実効性</u> <p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット (1) マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) <u>品質マネジメントシステム及びそのプロセスの実効性の維持に必要な改善</u> b) <u>業務の計画及び実施に係る改善</u> c) <u>品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のための資源の必要性</u> d) <u>健全な安全文化の育成及び維持に関する改善 (安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)</u> e) <u>法令・規制要求事項の遵守に関する改善</u> <p>6. 資源の運用管理 6.1 資源の提供 組織は、<u>原子力安全を確実なものにするために必要な人的資源, インフラストラクチャ, 作業環境及びその他必要な資源を明確にし, 確保し, 提供する。</u></p> <p>6.2 人的資源 6.2.1 一般 <u>組織は, 業務の実施に必要な技能及び経験を有し, 力量のある者を要員に充てる。この力量には, 組織が必要とする技術的, 人的及び組織的側面に関する知識を含める。</u></p>	<p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) <u>内部監査の結果</u> b) <u>原子力安全の達成に関する外部の者の意見 (外部監査 (安全文化の外部評価を含む。)を受けた場合の結果, 地域住民の意見, 原子力規制委員会の意見等を含む。)</u> c) <u>プロセスの運用状況</u> d) <u>使用前事業者検査等及び自主検査等の結果</u> e) <u>品質目標の達成状況</u> f) <u>健全な安全文化の育成及び維持の状況 (内部監査による安全文化の育成及び維持の取り組みの状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)</u> g) <u>法令・規制要求事項の遵守状況</u> h) <u>不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況 (組織の内外で得られた知見 (技術的な進歩により得られたものを含む。)) 並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)</u> i) <u>前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ</u> j) <u>品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</u> k) <u>改善のための提案</u> l) <u>資源の妥当性</u> m) <u>保安活動の改善のためにとった措置 (品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内部及び外部の課題を明確にし, 当該課題に取り組むことを含む。)の実効性</u> <p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット (1) マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) <u>品質マネジメントシステム及びそのプロセスの実効性の維持に必要な改善</u> b) <u>業務の計画及び実施に係る改善</u> c) <u>品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のための資源の必要性</u> d) <u>健全な安全文化の育成及び維持に関する改善 (安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)</u> e) <u>法令・規制要求事項の遵守に関する改善</u> <p>6. 資源の運用管理 6.1 資源の提供 組織は、<u>原子力安全を確実なものにするために必要な人的資源, インフラストラクチャ, 作業環境及びその他必要な資源を明確にし, 確保し, 提供する。</u></p> <p>6.2 人的資源 6.2.1 一般 <u>組織は, 業務の実施に必要な技能及び経験を有し, 力量のある者を要員に充てる。この力量には, 組織が必要とする技術的, 人的及び組織的側面に関する知識を含める。</u></p>	

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前 (現行規定：ROP反映版(令和2年5月26日認可))	変更後	備考
<p>6.2.2 力量, 教育・訓練及び認識 組織は、<u>要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて</u>、次の事項を「教育及び訓練基本マニュアル」に従って実施する。</p> <p>a) 要員に必要な力量を明確にする。 b) <u>要員の力量を確保するために、教育・訓練を行うか、又は他の処置(必要な力量を有する要員を新たに配属又は採用することを含む。)</u>をとる。 c) 教育・訓練又は他の処置の<u>実効性</u>を評価する。 d) 要員が、<u>原子力安全に対する</u>自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成<u>及び品質マネジメントシステムの実効性の維持</u>に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。 e) <u>力量、教育・訓練及び他の措置</u>について該当する記録を維持する (4.2.4 参照)。</p> <p>6.3 <u>インフラストラクチャ</u> 組織は、原子力安全の達成のために必要な<u>インフラストラクチャを関連するマニュアル等にて明確にし、提供し、維持する。</u></p> <p>6.4 作業環境 組織は、原子力安全の達成のために必要な作業環境を関連するマニュアル等にて明確にし、運営管理する。<u>この作業環境は、作業場所の放射線量を基本とし、異物管理や火気管理等の作業安全に関する事項及び温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性のある事項を含める。</u></p> <p>7. <u>業務に関する計画の策定及び業務の実施</u> 7.1 業務の計画 (1) 組織は、保安活動に必要な業務のプロセスの<u>計画を策定し、運転管理(緊急時の措置含む)、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、施設管理、法令等の遵守、健全な安全文化の育成及び維持</u>の各基本マニュアルに定める。また、各基本マニュアルに基づき、業務に必要なプロセスを計画し、構築する。<u>この計画の策定においては、機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は業務が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響 (4.1(2) c) 参照) を考慮する。</u> (2) 業務の計画 (<u>計画を変更する場合を含む。</u>) は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる (4.1(5)g) 参照)。 (3) 組織は、<u>プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じうるプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)</u>を含む業務の計画の策定及び変更に当たって、次の各事項について適切に明確化する。 a) <u>業務の計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果 (5.4.2(2)a) と同じ。)</u> b) <u>業務・原子炉施設</u>に対する品質目標及び要求事項 c) <u>業務・原子炉施設</u>に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性 d) その業務・<u>原子炉施設</u>のための検証、妥当性確認、監視、測定、<u>使用前事業者検査等及び自主検査等</u>、並びにこれらの合否判定基準 e) <u>業務・原子炉施設</u>のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録 (4.2.4 参照) (4) この業務の計画のアウトプットは、組織の運営方法に適した<u>ものとする。</u></p> <p>7.2 <u>業務・原子炉施設</u>に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1 <u>業務・原子炉施設</u>に対する要求事項の明確化 組織は、次の事項を「業務の計画」(7.1参照)において明確にする。 a) 明示されていないが、業務・<u>原子炉施設</u>に不可欠な要求事項 b) <u>業務・原子炉施設</u>に適用される法令・規制要求事項 c) 組織が必要と判断する追加要求事項すべて</p>	<p>6.2.2 力量, 教育・訓練及び認識 組織は、<u>要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて</u>、次の事項を「教育及び訓練基本マニュアル」に従って実施する。</p> <p>a) 要員に必要な力量を明確にする。 b) <u>要員の力量を確保するために、教育・訓練を行うか、又は他の処置(必要な力量を有する要員を新たに配属又は採用することを含む。)</u>をとる。 c) 教育・訓練又は他の処置の<u>実効性</u>を評価する。 d) 要員が、<u>原子力安全に対する</u>自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成<u>及び品質マネジメントシステムの実効性の維持</u>に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。 e) <u>力量、教育・訓練及び他の措置</u>について該当する記録を維持する (4.2.4 参照)。</p> <p>6.3 <u>インフラストラクチャ</u> 組織は、原子力安全の達成のために必要な<u>インフラストラクチャを関連するマニュアル等にて明確にし、提供し、維持する。</u></p> <p>6.4 作業環境 組織は、原子力安全の達成のために必要な作業環境を関連するマニュアル等にて明確にし、運営管理する。<u>この作業環境は、作業場所の放射線量を基本とし、異物管理や火気管理等の作業安全に関する事項及び温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性のある事項を含める。</u></p> <p>7. <u>業務に関する計画の策定及び業務の実施</u> 7.1 業務の計画 (1) 組織は、保安活動に必要な業務のプロセスの<u>計画を策定し、運転管理、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、施設管理、緊急時の措置、法令等の遵守、健全な安全文化の育成及び維持</u>の各基本マニュアルに定める。また、各基本マニュアルに基づき、業務に必要なプロセスを計画し、構築する。<u>この計画の策定においては、機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は業務が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響 (4.1(2) c) 参照) を考慮する。</u> (2) 業務の計画 (<u>計画を変更する場合を含む。</u>) は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる (4.1(5)g) 参照)。 (3) 組織は、<u>プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じうるプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)</u>を含む業務の計画の策定及び変更に当たって、次の各事項について適切に明確化する。 a) <u>業務の計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果 (5.4.2(2)a) と同じ。)</u> b) <u>業務・原子炉施設</u>に対する品質目標及び要求事項 c) <u>業務・原子炉施設</u>に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性 d) その業務・<u>原子炉施設</u>のための検証、妥当性確認、監視、測定、<u>使用前事業者検査等及び自主検査等</u>、並びにこれらの合否判定基準 e) <u>業務・原子炉施設</u>のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録 (4.2.4 参照) (4) この業務の計画のアウトプットは、組織の運営方法に適した<u>ものとする。</u></p> <p>7.2 <u>業務・原子炉施設</u>に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1 <u>業務・原子炉施設</u>に対する要求事項の明確化 組織は、次の事項を「業務の計画」(7.1参照)において明確にする。 a) 明示されていないが、業務・<u>原子炉施設</u>に不可欠な要求事項 b) <u>業務・原子炉施設</u>に適用される法令・規制要求事項 c) 組織が必要と判断する追加要求事項すべて</p>	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規基準の施行に伴う変更)</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前 (現行規定：ROP反映版(令和2年5月26日認可))	変更後	備考
<p>7.2.2 業務・<u>原子炉施設</u>に対する要求事項のレビュー</p> <p>(1) 組織は、「文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき、業務・<u>原子炉施設</u>に対する要求事項をレビューする。このレビューは、<u>その要求事項を適用する</u>前に実施する。</p> <p>(2) レビューでは、次の事項を確実にする。</p> <p>a) 業務・<u>原子炉施設</u>に対する要求事項が定められている。</p> <p>b) 業務・<u>原子炉施設</u>に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。</p> <p>c) 組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。</p> <p>(3) このレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>(4) 業務・<u>原子炉施設</u>に対する要求事項が書面で示されない場合には、組織はその要求事項を適用する前に確認する。</p> <p>(5) 業務・<u>原子炉施設</u>に対する要求事項が変更された場合には、組織は、関連する文書を<u>改訂</u>する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション</p> <p>組織は、原子力安全に関して<u>組織の外部の者</u>とのコミュニケーションを図るため、<u>以下の事項を含む実効性のある</u>方法を「外部コミュニケーション基本マニュアル」にて明確にし、実施する。</p> <p>a) <u>組織の外部の者と効果的に連絡をとり、適切に情報を通知する方法</u></p> <p>b) <u>予期せぬ事態において組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</u></p> <p>c) <u>原子力安全に関連する必要な情報を組織の外部の者へ確実に提供する方法</u></p> <p>d) <u>原子力安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</u></p> <p>7.3 設計・開発</p> <p>組織は、<u>原子炉施設</u>を対象として、「設計管理基本マニュアル」に基づき設計・開発の管理を実施する。</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画</p> <p>(1) 組織は、<u>原子炉施設</u>の設計・開発の計画を策定し、管理する。<u>この設計・開発は、設備、施設、ソフトウェアの設計・開発並びに原子力安全のために重要な手順書等の新規制定及び重要な変更を対象とする。また、計画には、不適合及び予期せぬ事象の発生を未然に防止するための活動(4.1(2)c)の事項を考慮して行うものを含む。</u>を含む。</p> <p>(2) 設計・開発の計画において、組織は次の事項を明確にする。</p> <p>a) <u>設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度</u></p> <p>b) <u>設計・開発の段階</u></p> <p>c) <u>設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認並びに管理体制</u></p> <p>d) <u>設計・開発に関する責任(説明責任を含む。)</u>及び権限</p> <p>e) <u>設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源</u></p> <p>(3) 組織は、<u>実効的なコミュニケーション並びに責任及び権限</u>の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与するグループ間のインタフェースを運営管理する。</p> <p>(4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に<u>変更</u>する。</p>	<p>7.2.2 業務・<u>原子炉施設</u>に対する要求事項のレビュー</p> <p>(1) 組織は、「文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき、業務・<u>原子炉施設</u>に対する要求事項をレビューする。このレビューは、<u>その要求事項を適用する</u>前に実施する。</p> <p>(2) レビューでは、次の事項を確実にする。</p> <p>a) 業務・<u>原子炉施設</u>に対する要求事項が定められている。</p> <p>b) 業務・<u>原子炉施設</u>に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。</p> <p>c) 組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。</p> <p>(3) このレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>(4) 業務・<u>原子炉施設</u>に対する要求事項が書面で示されない場合には、組織はその要求事項を適用する前に確認する。</p> <p>(5) 業務・<u>原子炉施設</u>に対する要求事項が変更された場合には、組織は、関連する文書を<u>改訂</u>する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション</p> <p>組織は、原子力安全に関して<u>組織の外部の者</u>とのコミュニケーションを図るため、<u>以下の事項を含む実効性のある</u>方法を「外部コミュニケーション基本マニュアル」にて明確にし、実施する。</p> <p>a) <u>組織の外部の者と効果的に連絡をとり、適切に情報を通知する方法</u></p> <p>b) <u>予期せぬ事態において組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</u></p> <p>c) <u>原子力安全に関連する必要な情報を組織の外部の者へ確実に提供する方法</u></p> <p>d) <u>原子力安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</u></p> <p>7.3 設計・開発</p> <p>組織は、<u>原子炉施設</u>を対象として、「設計管理基本マニュアル」に基づき設計・開発の管理を実施する。</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画</p> <p>(1) 組織は、<u>原子炉施設</u>の設計・開発の計画を策定し、管理する。<u>この設計・開発は、設備、施設、ソフトウェアの設計・開発並びに原子力安全のために重要な手順書等の新規制定及び重要な変更を対象とする。また、計画には、不適合及び予期せぬ事象の発生を未然に防止するための活動(4.1(2)c)の事項を考慮して行うものを含む。</u>を含む。</p> <p>(2) 設計・開発の計画において、組織は次の事項を明確にする。</p> <p>a) <u>設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度</u></p> <p>b) <u>設計・開発の段階</u></p> <p>c) <u>設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認並びに管理体制</u></p> <p>d) <u>設計・開発に関する責任(説明責任を含む。)</u>及び権限</p> <p>e) <u>設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源</u></p> <p>(3) 組織は、<u>実効的なコミュニケーション並びに責任及び権限</u>の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与するグループ間のインタフェースを運営管理する。</p> <p>(4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に<u>変更</u>する。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前 (現行規定：ROP反映版(令和2年5月26日認可))	変更後	備考
<p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) <u>業務・原子炉施設</u>の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。インプットには次の事項を含める。</p> <p>a) 機能及び性能に関する要求事項</p> <p>b) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>c) 適用される法令・規制要求事項</p> <p>d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>(2) <u>業務・原子炉施設</u>の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまい(曖昧)でなく、相反することがないようにする。</p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、<u>次の段階のプロセスに進むにあたり、あらかじめ、承認する。</u></p> <p>(2) 設計・開発からのアウトプットは次の状態とする。</p> <p>a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</p> <p>b) 調達、業務の実施及び原子炉施設の使用に対して適切な情報を提供する。</p> <p>c) 関係する<u>使用前事業者検査等及び自主検査等</u>の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。</p> <p>d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な<u>原子炉施設</u>の特性を明確にする。</p> <p>7.3.4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに(7.3.1参照)体系的なレビューを行う。</p> <p>a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</p> <p>b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに(7.3.1参照)、<u>プロセスの次の段階に移行する前に</u>検証を実施する。この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 結果として得られる<u>業務・原子炉施設</u>が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7.3.1参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。<u>この妥当性確認は、原子炉施設の設置後でなければ実施することができない場合は、当該原子炉施設の使用を開始する前に実施する。</u></p> <p>(2) 実行可能な場合にはいつでも、<u>業務の実施及び原子炉施設の使用</u>の前に、妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</p>	<p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) <u>業務・原子炉施設</u>の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。インプットには次の事項を含める。</p> <p>a) 機能及び性能に関する要求事項</p> <p>b) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>c) 適用される法令・規制要求事項</p> <p>d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>(2) <u>業務・原子炉施設</u>の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまい(曖昧)でなく、相反することがないようにする。</p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、<u>次の段階のプロセスに進むにあたり、あらかじめ、承認する。</u></p> <p>(2) 設計・開発からのアウトプットは次の状態とする。</p> <p>a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</p> <p>b) 調達、業務の実施及び原子炉施設の使用に対して適切な情報を提供する。</p> <p>c) 関係する<u>使用前事業者検査等及び自主検査等</u>の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。</p> <p>d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な<u>原子炉施設</u>の特性を明確にする。</p> <p>7.3.4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに(7.3.1参照)体系的なレビューを行う。</p> <p>a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</p> <p>b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに(7.3.1参照)、<u>プロセスの次の段階に移行する前に</u>検証を実施する。この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 結果として得られる<u>業務・原子炉施設</u>が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7.3.1参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。<u>この妥当性確認は、原子炉施設の設置後でなければ実施することができない場合は、当該原子炉施設の使用を開始する前に実施する。</u></p> <p>(2) 実行可能な場合にはいつでも、<u>業務の実施及び原子炉施設の使用</u>の前に、妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前 (現行規定：ROP反映版(令和2年5月26日認可))	変更後	備考
<p>7.3.7 設計・開発の変更管理</p> <p>(1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する (4.2.4参照)。</p> <p>(2) 変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</p> <p>(3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の<u>原子炉施設</u>を構成する要素 <u>(材料又は部品)</u> 及び関連する<u>原子炉施設</u>に及ぼす影響の評価を含める。</p> <p>(4) 変更のレビュー、<u>検証及び妥当性確認</u>の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する (4.2.4参照)。</p> <p>7.4 調達</p> <p>組織は、「調達管理基本マニュアル」及び「原子燃料調達基本マニュアル」に基づき調達を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。</p> <p>(2) <u>保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品に対する管理の方法及び程度 (力量を有する者を組織の外部から確保する際に、業務委託の範囲を明確に定めることを含む。) を定める。この場合、一般産業用工業品については、評価に必要な情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が原子炉施設として使用できることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</u></p> <p>(3) 組織は、供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価及び再評価の基準を定める。</p> <p>(4) 評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する (4.2.4参照)。</p> <p>(5) 組織は、<u>適切な調達の実施に必要な事項 (調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者等と共有する場合に必要な措置に関する方法を含む。)</u> を定める。</p> <p>7.4.2 調達要求事項</p> <p>(1) <u>組織は、調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当する事項を含める。</u></p> <p>a) 製品、<u>業務の手順及びプロセス並びに設備の承認に関する要求事項</u></p> <p>b) 要員の<u>力量</u>に関する要求事項</p> <p>c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項</p> <p>d) <u>不適合の報告 (偽造品、不正品等の報告を含む。) 及び処理に関する要求事項</u></p> <p>e) <u>健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</u></p> <p>f) <u>一般産業用工業品を原子炉施設に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</u></p> <p>g) <u>その他調達製品に必要な要求事項</u></p> <p>(2) <u>組織は、供給者の工場等で使用前事業者検査等及び自主検査等又はその他の業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立ち入りに関することを調達要求事項に含める。</u></p> <p>(3) 組織は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</p> <p>(4) <u>組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</u></p> <p>7.4.3 調達製品の検証</p> <p>(1) 組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な<u>検証方法</u>を定めて、実施する。</p> <p>(2) <u>組織は、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領及び調達製品の供給者からの出荷の可否の決定の方法を調達要求事項の中で明確にする。</u></p>	<p>7.3.7 設計・開発の変更管理</p> <p>(1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する (4.2.4参照)。</p> <p>(2) 変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</p> <p>(3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の<u>原子炉施設</u>を構成する要素 <u>(材料又は部品)</u> 及び関連する<u>原子炉施設</u>に及ぼす影響の評価を含める。</p> <p>(4) 変更のレビュー、<u>検証及び妥当性確認</u>の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する (4.2.4参照)。</p> <p>7.4 調達</p> <p>組織は、「調達管理基本マニュアル」及び「原子燃料調達基本マニュアル」に基づき調達を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。</p> <p>(2) <u>保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品に対する管理の方法及び程度 (力量を有する者を組織の外部から確保する際に、業務委託の範囲を明確に定めることを含む。) を定める。この場合、一般産業用工業品については、評価に必要な情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が原子炉施設として使用できることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</u></p> <p>(3) 組織は、供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価及び再評価の基準を定める。</p> <p>(4) 評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する (4.2.4参照)。</p> <p>(5) 組織は、<u>適切な調達の実施に必要な事項 (調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者等と共有する場合に必要な措置に関する方法を含む。)</u> を定める。</p> <p>7.4.2 調達要求事項</p> <p>(1) <u>組織は、調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当する事項を含める。</u></p> <p>a) 製品、<u>業務の手順及びプロセス並びに設備の承認に関する要求事項</u></p> <p>b) 要員の<u>力量</u>に関する要求事項</p> <p>c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項</p> <p>d) <u>不適合の報告 (偽造品、不正品等の報告を含む。) 及び処理に関する要求事項</u></p> <p>e) <u>健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</u></p> <p>f) <u>一般産業用工業品を原子炉施設に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</u></p> <p>g) <u>その他調達製品に必要な要求事項</u></p> <p>(2) <u>組織は、供給者の工場等で使用前事業者検査等及び自主検査等又はその他の業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立ち入りに関することを調達要求事項に含める。</u></p> <p>(3) 組織は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</p> <p>(4) <u>組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</u></p> <p>7.4.3 調達製品の検証</p> <p>(1) 組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な<u>検証方法</u>を定めて、実施する。</p> <p>(2) <u>組織は、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領及び調達製品の供給者からの出荷の可否の決定の方法を調達要求事項の中で明確にする。</u></p>	

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前 (現行規定：ROP反映版(令和2年5月26日認可))	変更後	備考
<p>7.5 業務の実施</p> <p>7.5.1 業務の管理</p> <p>組織は、「業務の計画」(7.1参照)に基づき、<u>管理された状態で業務を実施する</u>。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを<u>含める</u>。</p> <p>a) <u>以下の事項を含む原子炉施設の保安のために必要な情報</u>が利用できる。</p> <p>i. <u>保安のために使用する機器等又は実施する業務の特性</u></p> <p>ii. <u>当該機器等の使用又は業務の実施により達成すべき結果</u></p> <p>b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。</p> <p>c) 適切な設備を使用している。</p> <p>d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。</p> <p>e) 監視及び測定が実施されている。</p> <p>f) <u>プロセスの次の段階に進むことの承認</u>が実施されている。</p> <p>7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか<u>不適合その他の事象</u>が顕在化しない場合には、組織は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</p> <p><u>(3) 妥当性確認の結果の記録を維持する (4.2.4参照)。</u></p> <p><u>(4) 組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。</u></p> <p>a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準</p> <p>b) 設備の承認及び要員の<u>力量の確認</u></p> <p>c) 所定の方法及び手順の適用</p> <p><u>d) 妥当性の再確認 (対象となるプロセスを変更した場合の再確認及び一定時間経過した後に行う定期的な再確認を含む)。</u></p> <p>7.5.3 識別及びトレーサビリティ</p> <p>(1) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・<u>原子炉施設</u>を識別し<u>管理</u>する。</p> <p>(2) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して、業務・<u>原子炉施設</u>の状態を識別し<u>管理</u>する。</p> <p>(3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は、業務・<u>原子炉施設</u>について一意の識別を管理し、記録を維持する (4.2.4参照)。</p> <p>7.5.4 組織の外部の者の所有物</p> <p>組織は、組織の外部の者の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する (4.2.4参照)。</p> <p>7.5.5 調達製品の管理</p> <p>組織は、関連するマニュアル等に基づき、調達製品の検証後、受入から据付(使用)までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を<u>管理</u>する。この<u>管理</u>には、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。<u>また</u>、取替品、予備品にも適用する。</p>	<p>7.5 業務の実施</p> <p>7.5.1 業務の管理</p> <p>組織は、「業務の計画」(7.1参照)に基づき、<u>管理された状態で業務を実施する</u>。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを<u>含める</u>。</p> <p>a) <u>以下の事項を含む原子炉施設の保安のために必要な情報</u>が利用できる。</p> <p>i. <u>保安のために使用する機器等又は実施する業務の特性</u></p> <p>ii. <u>当該機器等の使用又は業務の実施により達成すべき結果</u></p> <p>b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。</p> <p>c) 適切な設備を使用している。</p> <p>d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。</p> <p>e) 監視及び測定が実施されている。</p> <p>f) <u>プロセスの次の段階に進むことの承認</u>が実施されている。</p> <p>7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか<u>不適合その他の事象</u>が顕在化しない場合には、組織は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</p> <p><u>(3) 妥当性確認の結果の記録を維持する (4.2.4参照)。</u></p> <p><u>(4) 組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。</u></p> <p>a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準</p> <p>b) 設備の承認及び要員の<u>力量の確認</u></p> <p>c) 所定の方法及び手順の適用</p> <p><u>d) 妥当性の再確認 (対象となるプロセスを変更した場合の再確認及び一定時間経過した後に行う定期的な再確認を含む)。</u></p> <p>7.5.3 識別及びトレーサビリティ</p> <p>(1) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・<u>原子炉施設</u>を識別し<u>管理</u>する。</p> <p>(2) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して、業務・<u>原子炉施設</u>の状態を識別し<u>管理</u>する。</p> <p>(3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は、業務・<u>原子炉施設</u>について一意の識別を管理し、記録を維持する (4.2.4参照)。</p> <p>7.5.4 組織の外部の者の所有物</p> <p>組織は、組織の外部の者の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する (4.2.4参照)。</p> <p>7.5.5 調達製品の管理</p> <p>組織は、関連するマニュアル等に基づき、調達製品の検証後、受入から据付(使用)までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を<u>管理</u>する。この<u>管理</u>には、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。<u>また</u>、取替品、予備品にも適用する。</p>	

変更前 (現行規定：ROP反映版(令和2年5月26日認可))	変更後	備考
<p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p>(1) 業務・<u>原子炉施設</u>に対する要求事項への適合性を実証するために、組織は、実施すべき監視及び測定並びに、そのために必要な監視機器及び測定機器を関連するマニュアル等に定める。</p> <p>(2) 組織は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立し、関連するマニュアル等に定める。</p> <p>(3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、「<u>施設管理基本マニュアル</u>」に基づき、次の事項を満たす。</p> <p>a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する(4.2.4参照)。</p> <p>b) 校正の状態を明確にするために識別を行う。</p> <p>c) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</p> <p>d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</p> <p>e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</p> <p>さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、組織は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する(4.2.4参照)。組織は、その機器、及び影響を受けた業務すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p><u>(4)測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、組織は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する(4.2.4参照)。組織は、その機器、及び影響を受けた業務・原子炉施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する(4.2.4参照)。</u></p> <p><u>(5)規定要求事項にかかわる監視及び測定にソフトウェアを使う場合には、そのソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。</u></p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 <u>監視及び測定、分析、評価及び改善</u></p> <p>(1) 組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析、<u>評価</u>及び改善のプロセスを計画し、実施する。</p> <p>a) 業務・<u>原子炉施設</u>に対する要求事項への適合を実証する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの<u>パフォーマンス及び実効性</u>を継続的に改善する。</p> <p><u>このプロセスには、取り組むべき改善に関する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含める。</u></p> <p>(2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。</p> <p><u>(3)監視及び測定の結果は、要員が容易に取得し、利用できるようにする。</u></p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 <u>組織の外部の者の意見</u></p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの<u>監視及び測定の一環として</u>、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を<u>把握</u>する。この情報の入手及び使用の方法を「外部コミュニケーション基本マニュアル」及び「<u>セルフアセスメント実施基本マニュアル</u>」に定める。</p>	<p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p>(1) 業務・<u>原子炉施設</u>に対する要求事項への適合性を実証するために、組織は、実施すべき監視及び測定並びに、そのために必要な監視機器及び測定機器を関連するマニュアル等に定める。</p> <p>(2) 組織は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立し、関連するマニュアル等に定める。</p> <p>(3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、「<u>施設管理基本マニュアル</u>」に基づき、次の事項を満たす。</p> <p>a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する(4.2.4参照)。</p> <p>b) 校正の状態を明確にするために識別を行う。</p> <p>c) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</p> <p>d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</p> <p>e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</p> <p>さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、組織は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する(4.2.4参照)。組織は、その機器、及び影響を受けた業務すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p><u>(4)測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、組織は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する(4.2.4参照)。組織は、その機器、及び影響を受けた業務・原子炉施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する(4.2.4参照)。</u></p> <p><u>(5)規定要求事項にかかわる監視及び測定にソフトウェアを使う場合には、そのソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。</u></p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 <u>監視及び測定、分析、評価及び改善</u></p> <p>(1) 組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析、<u>評価</u>及び改善のプロセスを計画し、実施する。</p> <p>a) 業務・<u>原子炉施設</u>に対する要求事項への適合を実証する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの<u>パフォーマンス及び実効性</u>を継続的に改善する。</p> <p><u>このプロセスには、取り組むべき改善に関する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含める。</u></p> <p>(2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。</p> <p><u>(3)監視及び測定の結果は、要員が容易に取得し、利用できるようにする。</u></p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 <u>組織の外部の者の意見</u></p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの<u>監視及び測定の一環として</u>、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を<u>把握</u>する。この情報の入手及び使用の方法を「外部コミュニケーション基本マニュアル」及び「<u>セルフアセスメント実施基本マニュアル</u>」に定める。</p>	

変更前 (現行規定：ROP反映版(令和2年5月26日認可))	変更後	備考
<p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) <u>組織のうち客観的な評価を行う部門は</u>、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、<u>保安活動の重要度に応じて</u>、あらかじめ定められた間隔で「原子力品質監査基本マニュアル」に基づき内部監査を実施する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムが、<u>本品質マネジメントシステム計画</u>の要求事項に適合しているか、及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムが<u>実効的</u>に実施され、維持されているか。</p> <p>(2) 組織は、監査の対象となる<u>部門、業務</u>、プロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して監査プログラムを策定し、<u>実施するとともに、監査の実効性を維持</u>する。</p> <p><u>(3)監査の基準、範囲、頻度、方法及び責任</u>を規定する。</p> <p><u>(4)監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。</u></p> <p><u>(5)監査員又は監査に関わる管理者(社長を除く。)</u>は、自らの業務又は自らの管理下にある業務を監査しない。</p> <p><u>(6) 監査の計画及び実施、結果の報告並びに記録の作成及び管理について、責任及び権限並びに要求事項を「原子力品質監査基本マニュアル」に定める。この責任及び権限には、必要に応じて監査員又は監査を実施した部門が社長に直接報告する権限を含める。</u></p> <p><u>(7) 監査及びその結果の記録を維持する (4.2.4参照)。</u></p> <p><u>(8) 監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に監査結果を通知する。</u></p> <p><u>(9)監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。組織は、フォローアップとして、とられた処置の検証及び検証結果を報告させる (8.5.2参照)。</u></p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び適用可能な場合に行う測定には、「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に基づき、適切な方法を適用する。</p> <p><u>監視及び測定の対象には、業務・原子炉施設に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。</u></p> <p>a) <u>監視及び測定の実施時期</u></p> <p>b) <u>監視及び測定の結果の分析及び評価の方法並びにその時期</u></p> <p><u>(2) 監視及び測定の実施に際しては、保安活動の重要度に応じて、PIを用いる (4.1(5)c)参照)。</u></p> <p><u>(3) これらの方法は、プロセスが品質マネジメントシステムの計画 (5.4.2(1)参照) 及び業務の計画 (7.1(1)参照) で定めた結果を得ることができることを実証するものとする。</u></p> <p><u>(4) 組織は、監視及び測定の結果に基づき、業務の改善のために、必要な措置をとる。</u></p> <p><u>(5) 計画どおりの結果が達成できない又はできないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切に修正及び是正処置をとる。</u></p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、<u>原子炉施設</u>の要求事項が満たされていることを検証するために、「<u>使用前事業者検査等及び自主検査等基本マニュアル</u>」及び「<u>運転管理基本マニュアル</u>」に基づき、業務の計画 (7.1参照) に従って、適切な段階で<u>使用前事業者検査等及び自主検査等</u>を実施する。</p> <p><u>(2) 使用前事業者検査等及び自主検査等の合否判定基準への適合の証拠 (必要に応じ、使用した試験体、測定機器等に関する記録を含める。)を維持する (4.2.4参照)。</u></p> <p><u>(3) プロセスの次の段階に進むことを承認した人を記録する (4.2.4参照)。</u></p> <p>(4) 業務の計画 (7.1参照) で決めた<u>使用前事業者検査等及び自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない</u>。ただし、当該の権限をもつ者が<u>計画に定める手順により承認したときは、この限りではない</u>。</p> <p><u>(5) 保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等及び自主検査等の独立性を確保する。この場合、対象となる原子炉施設を所管する部門とは異なる部門に属する要員とすることその他の方法により、中立性及び信頼性が損なわれないようにする (自主検査等においては必要に応じるものとする)。</u></p>	<p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) <u>組織のうち客観的な評価を行う部門は</u>、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、<u>保安活動の重要度に応じて</u>、あらかじめ定められた間隔で「原子力品質監査基本マニュアル」に基づき内部監査を実施する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムが、<u>本品質マネジメントシステム計画</u>の要求事項に適合しているか、及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムが<u>実効的</u>に実施され、維持されているか。</p> <p>(2) 組織は、監査の対象となる<u>部門、業務</u>、プロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して監査プログラムを策定し、<u>実施するとともに、監査の実効性を維持</u>する。</p> <p><u>(3)監査の基準、範囲、頻度、方法及び責任</u>を規定する。</p> <p><u>(4)監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。</u></p> <p><u>(5)監査員又は監査に関わる管理者(社長を除く。)</u>は、自らの業務又は自らの管理下にある業務を監査しない。</p> <p><u>(6) 監査の計画及び実施、結果の報告並びに記録の作成及び管理について、責任及び権限並びに要求事項を「原子力品質監査基本マニュアル」に定める。この責任及び権限には、必要に応じて監査員又は監査を実施した部門が社長に直接報告する権限を含める。</u></p> <p><u>(7) 監査及びその結果の記録を維持する (4.2.4参照)。</u></p> <p><u>(8) 監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に監査結果を通知する。</u></p> <p><u>(9)監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。組織は、フォローアップとして、とられた処置の検証及び検証結果を報告させる (8.5.2参照)。</u></p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び適用可能な場合に行う測定には、「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に基づき、適切な方法を適用する。</p> <p><u>監視及び測定の対象には、業務・原子炉施設に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。</u></p> <p>a) <u>監視及び測定の実施時期</u></p> <p>b) <u>監視及び測定の結果の分析及び評価の方法並びにその時期</u></p> <p><u>(2) 監視及び測定の実施に際しては、保安活動の重要度に応じて、PIを用いる (4.1(5)c)参照)。</u></p> <p><u>(3) これらの方法は、プロセスが品質マネジメントシステムの計画 (5.4.2(1)参照) 及び業務の計画 (7.1(1)参照) で定めた結果を得ることができることを実証するものとする。</u></p> <p><u>(4) 組織は、監視及び測定の結果に基づき、業務の改善のために、必要な措置をとる。</u></p> <p><u>(5) 計画どおりの結果が達成できない又はできないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切に修正及び是正処置をとる。</u></p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、<u>原子炉施設</u>の要求事項が満たされていることを検証するために、「<u>使用前事業者検査等及び自主検査等基本マニュアル</u>」及び「<u>運転管理基本マニュアル</u>」に基づき、業務の計画 (7.1参照) に従って、適切な段階で<u>使用前事業者検査等及び自主検査等</u>を実施する。</p> <p><u>(2) 使用前事業者検査等及び自主検査等の合否判定基準への適合の証拠 (必要に応じ、使用した試験体、測定機器等に関する記録を含める。)を維持する (4.2.4参照)。</u></p> <p><u>(3) プロセスの次の段階に進むことを承認した人を記録する (4.2.4参照)。</u></p> <p>(4) 業務の計画 (7.1参照) で決めた<u>使用前事業者検査等及び自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない</u>。ただし、当該の権限をもつ者が<u>計画に定める手順により承認したときは、この限りではない</u>。</p> <p><u>(5) 保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等及び自主検査等の独立性を確保する。この場合、対象となる原子炉施設を所管する部門とは異なる部門に属する要員とすることその他の方法により、中立性及び信頼性が損なわれないようにする (自主検査等においては必要に応じるものとする)。</u></p>	

変更前 (現行規定：ROP反映版(令和2年5月26日認可))	変更後	備考
<p>8.3 不適合管理</p> <p>(1) 組織は、業務・<u>原子炉施設</u>に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 不適合の処理に関する管理 (<u>不適合に関連する管理者に報告することを含む。</u>) 並びにそれに関連する責任及び権限を「<u>不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル</u>」に規定する。</p> <p>(3) 該当する場合には、組織は、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。</p> <p>a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。</p> <p>b) 当該の権限をもつ者が、<u>原子力安全に及ぼす影響を評価した上で</u>、特別採用によって、<u>機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行う。</u></p> <p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置 (<u>廃棄を含む。</u>) をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(4) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための<u>検証</u>を行う。</p> <p>(5) 不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、「トラブル等の報告マニュアル」に定める公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p> <p>8.4 データの分析<u>及び評価</u></p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び<u>実効性</u>を実証するため、また、品質マネジメントシステムの<u>実効性</u>の継続的な改善 (<u>品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、実効性を改善することを含む。</u>) の必要性を評価するために、「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に基づき、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) データの分析<u>及びこれに基づく評価</u>によって、次の事項に関連する情報を提供する。</p> <p>a) 原子力安全の達成に関する外部の<u>受けとめの傾向及び特徴その他分析により得られる知見</u> (8.2.1参照)</p> <p>b) 業務・<u>原子炉施設</u>に対する要求事項への適合性 (8.2.3及び8.2.4参照)</p> <p>c) <u>是正処置を行う端緒となるもの</u>を含む、プロセス及び<u>原子炉施設</u>の特性及び傾向 (8.2.3及び8.2.4参照)</p> <p>d) 供給者の能力 (7.4参照)</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、<u>未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるために必要な変更を行い、</u>継続的に改善する。</p>	<p>8.3 不適合管理</p> <p>(1) 組織は、業務・<u>原子炉施設</u>に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 不適合の処理に関する管理 (<u>不適合に関連する管理者に報告することを含む。</u>) 並びにそれに関連する責任及び権限を「<u>不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル</u>」に規定する。</p> <p>(3) 該当する場合には、組織は、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。</p> <p>a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。</p> <p>b) 当該の権限をもつ者が、<u>原子力安全に及ぼす影響を評価した上で</u>、特別採用によって、<u>機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行う。</u></p> <p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置 (<u>廃棄を含む。</u>) をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(4) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための<u>検証</u>を行う。</p> <p>(5) 不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、「トラブル等の報告マニュアル」に定める公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p> <p>8.4 データの分析<u>及び評価</u></p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び<u>実効性</u>を実証するため、また、品質マネジメントシステムの<u>実効性</u>の継続的な改善 (<u>品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、実効性を改善することを含む。</u>) の必要性を評価するために、「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に基づき、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) データの分析<u>及びこれに基づく評価</u>によって、次の事項に関連する情報を提供する。</p> <p>a) 原子力安全の達成に関する外部の<u>受けとめの傾向及び特徴その他分析により得られる知見</u> (8.2.1参照)</p> <p>b) 業務・<u>原子炉施設</u>に対する要求事項への適合性 (8.2.3及び8.2.4参照)</p> <p>c) <u>是正処置を行う端緒となるもの</u>を含む、プロセス及び<u>原子炉施設</u>の特性及び傾向 (8.2.3及び8.2.4参照)</p> <p>d) 供給者の能力 (7.4参照)</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、<u>未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるために必要な変更を行い、</u>継続的に改善する。</p>	

変更前 (現行規定：ROP反映版(令和2年5月26日認可))	変更後	備考
<p>8.5.2 是正処置等</p> <p>(1) 組織は、<u>不適合その他の事象の再発防止のため、「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に基づき、速やかに原因を除去する処置をとる。</u></p> <p>(2) 是正処置は、<u>検出された不適合その他の事象の原子力安全に及ぼす影響に応じたものとし、次に定めるところにより速やかに実施する。</u></p> <p>a) <u>是正処置の必要性を、次に定めるところにより評価する。</u></p> <p>i. <u>不適合その他の事象のレビュー及び分析。これには以下の事項を含める。</u></p> <p>①情報の収集、整理</p> <p>②技術的、人的及び組織的側面等の考慮</p> <p>ii. <u>当該不適合の原因の特定。これには、必要に応じて以下の事項を含める。</u></p> <p>①日常業務のマネジメント</p> <p>②安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係の整理</p> <p>iii. <u>類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化。</u></p> <p>b) <u>必要な処置を決定し実施する。</u></p> <p>c) <u>とったすべての是正処置の実効性をレビューする。</u></p> <p>d) <u>必要な場合には、計画策定段階で決定した業務・原子炉施設に係る改善のためにとった措置(5.6.2 m)と同じ。)を変更する。</u></p> <p>e) <u>必要な場合には、品質マネジメントシステムを変更する。</u></p> <p>f) <u>原子力安全に対する影響が大きい不適合(単独の事象では影響が小さくても、繰り返し同様の事象が発生することにより原子力安全に及ぼす影響が増大するおそれのあるものを含む。)については、根本的な原因の分析に関する事項を「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に規定し、実施する。</u></p> <p>g) <u>とったすべての処置の結果を記録し、これを維持する(4.2.4参照)。</u></p> <p>(3) (1)及び(2)に示す事項を「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に規定する。</p> <p>(4) 組織は、「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な是正処置をとる。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、<u>起こり得る不適合(他の原子炉施設及びその他の施設における不適合その他の事象が、自らの施設で起こる可能性について分析し特定した問題を含む。)が発生することを防止するために、他の原子炉施設及びその他の施設から得られた運転経験等の知見(BWR事業者協議会で取り扱う技術情報及びニューシア登録情報を含む。)の活用を含め、「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に基づき、適切な未然防止処置を講じる。この活用には、保安活動の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者等と共有することを含む。</u></p> <p>(2) <u>未然防止処置は、起こり得る不適合の重要性に応じたものとし、次に定めるところにより実施する。</u></p> <p>a) <u>起こり得る不適合及びその原因を調査する。</u></p> <p>b) <u>未然防止処置の必要性を評価する。</u></p> <p>c) <u>必要な未然防止処置を決定及び実施する。</u></p> <p>d) <u>とったすべての未然防止処置の実効性をレビューする。</u></p> <p>e) <u>とったすべての処置の結果を記録し、これを維持する(4.2.4参照)。</u></p> <p>(3) (1)及び(2)に示す事項を「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に規定する。</p>	<p>8.5.2 是正処置等</p> <p>(1) 組織は、<u>不適合その他の事象の再発防止のため、「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に基づき、速やかに原因を除去する処置をとる。</u></p> <p>(2) 是正処置は、<u>検出された不適合その他の事象の原子力安全に及ぼす影響に応じたものとし、次に定めるところにより速やかに実施する。</u></p> <p>a) <u>是正処置の必要性を、次に定めるところにより評価する。</u></p> <p>i. <u>不適合その他の事象のレビュー及び分析。これには以下の事項を含める。</u></p> <p>①情報の収集、整理</p> <p>②技術的、人的及び組織的側面等の考慮</p> <p>ii. <u>当該不適合の原因の特定。これには、必要に応じて以下の事項を含める。</u></p> <p>①日常業務のマネジメント</p> <p>②安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係の整理</p> <p>iii. <u>類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化。</u></p> <p>b) <u>必要な処置を決定し実施する。</u></p> <p>c) <u>とったすべての是正処置の実効性をレビューする。</u></p> <p>d) <u>必要な場合には、計画策定段階で決定した業務・原子炉施設に係る改善のためにとった措置(5.6.2 m)と同じ。)を変更する。</u></p> <p>e) <u>必要な場合には、品質マネジメントシステムを変更する。</u></p> <p>f) <u>原子力安全に対する影響が大きい不適合(単独の事象では影響が小さくても、繰り返し同様の事象が発生することにより原子力安全に及ぼす影響が増大するおそれのあるものを含む。)については、根本的な原因の分析に関する事項を「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に規定し、実施する。</u></p> <p>g) <u>とったすべての処置の結果を記録し、これを維持する(4.2.4参照)。</u></p> <p>(3) (1)及び(2)に示す事項を「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に規定する。</p> <p>(4) 組織は、「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な是正処置をとる。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、<u>起こり得る不適合(他の原子炉施設及びその他の施設における不適合その他の事象が、自らの施設で起こる可能性について分析し特定した問題を含む。)が発生することを防止するために、他の原子炉施設及びその他の施設から得られた運転経験等の知見(BWR事業者協議会で取り扱う技術情報及びニューシア登録情報を含む。)の活用を含め、「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に基づき、適切な未然防止処置を講じる。この活用には、保安活動の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者等と共有することを含む。</u></p> <p>(2) <u>未然防止処置は、起こり得る不適合の重要性に応じたものとし、次に定めるところにより実施する。</u></p> <p>a) <u>起こり得る不適合及びその原因を調査する。</u></p> <p>b) <u>未然防止処置の必要性を評価する。</u></p> <p>c) <u>必要な未然防止処置を決定及び実施する。</u></p> <p>d) <u>とったすべての未然防止処置の実効性をレビューする。</u></p> <p>e) <u>とったすべての処置の結果を記録し、これを維持する(4.2.4参照)。</u></p> <p>(3) (1)及び(2)に示す事項を「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に規定する。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前 (現行規定：ROP反映版(令和2年5月26日認可))	変更後	備考
<p>(運転上の制限の確認)</p> <p>第72条 各GMは、運転上の制限を第3節各条の第2項で定める事項^{※1}で確認する。</p> <p><u>なお、この確認は、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認(以下「実条件性能確認」という。)するために十分な方法(事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。)により行う。</u></p> <p>2. 第3節各条の第2項で定められた頻度及び第3項の要求される措置に定められた当該措置の実施頻度に関して、その確認の間隔は、表72に定める範囲内で延長することができる^{※2}。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定められた頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>3. 各GMは、第3節各条の第2項で定める事項を行うことができなかつた場合、運転上の制限を満足していないと判断するが、この場合は判断した時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始するのではなく、判断した時点から速やかに当該事項を実施し、運転上の制限を満足していることを確認することができる。この結果、運転上の制限を満足していないと判断した場合は、この時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始する。</p> <p>4. 各GMは、運転上の制限が適用される時点から、第3節各条の第2項で定める頻度(期間)以内に最初の運転上の制限を確認するための事項を実施する。ただし、特別な定めがある場合を除く。なお、第3節各条の第2項で定める頻度(期間)より、適用になった期間が短い場合は、当該事項を実施する必要はない。</p> <p>5. 運転上の制限を確認するための事項を実施している期間は、当該運転上の制限を満足していないと判断しなくてもよい。</p> <p>6. 第3節各条の第2項で定める事項が実施され、かつその結果が運転上の制限を満足していれば、第3節各条の第2項で定める事項が実施されていない期間は、運転上の制限が満足していないと判断しない。ただし、第73条第2項で運転上の制限を満足していないと判断した場合を除く。</p> <p>※1：第72条から第75条を除く。以下、第73条及び第74条において同じ。 ※2：第2節で定められた頻度も適用される。</p>	<p>(運転上の制限の確認)</p> <p>第72条 各GM <u>(第3節各条の第2項で定める事項を行う当直長及びGMをいう。)</u>は、運転上の制限を第3節各条の第2項で定める事項^{※1}で確認する。</p> <p><u>なお、この確認は、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認(以下「実条件性能確認」という。)するために十分な方法(事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。)により行う。</u></p> <p>2. 第3節各条の第2項で定められた頻度及び第3項の要求される措置に定められた当該措置の実施頻度に関して、その確認の間隔は、表72に定める範囲内で延長することができる^{※2}<u>※3</u>。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定められた頻度以上で実施することを妨げるものではない^{※3}。</p> <p>3. <u>当直長及び燃料GM</u>は、第3節各条の第2項で定める事項を行うことができなかつた場合 <u>又は各GM(当直長及び燃料GMを除く。)</u>から第3節各条の第2項で定める事項を行うことができなかつた旨の連絡を受けた場合は、運転上の制限を満足していないと判断するが、この場合は判断した時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始するのではなく、判断した時点から速やかに当該事項を実施し、運転上の制限を満足していることを確認することができる。この結果、運転上の制限を満足していないと判断した場合は、この時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始する。</p> <p>4. 各GM <u>(第3節各条の第2項で定める事項を行う当直長及びGMをいう。)</u>は、運転上の制限が適用される時点から、第3節各条の第2項で定める頻度(期間)以内に最初の運転上の制限を確認するための事項を実施する。ただし、特別な定めがある場合を除く。なお、第3節各条の第2項で定める頻度(期間)より、適用になった期間が短い場合は、当該事項を実施する必要はない。</p> <p>5. 運転上の制限を確認するための事項を実施している期間は、当該運転上の制限を満足していないと判断しなくてもよい。</p> <p>6. 第3節各条の第2項で定める事項が実施され、かつその結果が運転上の制限を満足していれば、第3節各条の第2項で定める事項が実施されていない期間は、運転上の制限が満足していないと判断しない。ただし、第73条第2項で運転上の制限を満足していないと判断した場合を除く。</p> <p><u>7. 各GM(第3節各条の第2項で定める事項を行う当直長及びGMをいう。)は、第2項で定める運転上の制限を満足していることの確認を実施する場合において、確認事項が複数の条文で同一である場合、各条文に対応して複数回実施する必要はなく、1回の確認により各条文の確認を実施したとみなすことができる。</u></p> <p><u>8. 当直長は、各GMが第17条の7又は第17条の8にもとづく教育及び訓練の実施にあたり、重大事故等対処設備を使用する場合は、教育及び訓練中に重大事故等が発生した場合に適切に対処できるよう必要な措置を講じている期間、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</u></p> <p>※1：第72条から第75条を除く。以下、第73条及び第74条において同じ。 ※2：第2節で定められた頻度も適用される。 ※3：第74条第3項で定める保全作業時の措置の実施時期にも適用される。</p>	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更)</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更)</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前 (現行規定：ROP反映版(令和2年5月26日認可))	変更後	備考																																																													
<p>表7.2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">頻度</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>保安規定で定める頻度</th> <th>延長できる時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間に1回</td> <td>15分</td> <td>分単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>12時間に1回</td> <td>3時間</td> <td>時間単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>24時間に1回</td> <td>6時間</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>毎日1回</td> <td></td> <td>所定の直の時間帯で確認する。</td> </tr> <tr> <td>1週間に1回</td> <td>2日</td> <td>日単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月に1回</td> <td>7日</td> <td>同上 なお、1ヶ月は31日とする。</td> </tr> <tr> <td>1000MWd/tに1回</td> <td>250MWd/t</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	頻度		備考	保安規定で定める頻度	延長できる時間	1時間に1回	15分	分単位の間隔で確認する。	12時間に1回	3時間	時間単位の間隔で確認する。	24時間に1回	6時間	同上	毎日1回		所定の直の時間帯で確認する。	1週間に1回	2日	日単位の間隔で確認する。	1ヶ月に1回	7日	同上 なお、1ヶ月は31日とする。	1000MWd/tに1回	250MWd/t		<p>表7.2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">頻度</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>保安規定で定める頻度</th> <th>延長できる時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間に1回</td> <td>15分</td> <td>分単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>12時間に1回</td> <td>3時間</td> <td>時間単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>24時間に1回</td> <td>6時間</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>毎日1回</td> <td></td> <td>所定の直の時間帯で確認する。</td> </tr> <tr> <td>1週間に1回</td> <td>2日</td> <td>日単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月に1回</td> <td>7日</td> <td>同上 なお、1ヶ月は31日とする。</td> </tr> <tr> <td><u>3ヶ月に1回</u></td> <td><u>23日</u></td> <td><u>同上</u> <u>なお、3ヶ月は92日とする。</u></td> </tr> <tr> <td><u>1年に1回</u></td> <td><u>92日</u></td> <td><u>同上</u> <u>なお、1年は365日とする。</u></td> </tr> <tr> <td><u>2年に1回</u></td> <td><u>182日</u></td> <td><u>同上</u> <u>なお、2年は730日とする。</u></td> </tr> <tr> <td>1000MWd/tに1回</td> <td>250MWd/t</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	頻度		備考	保安規定で定める頻度	延長できる時間	1時間に1回	15分	分単位の間隔で確認する。	12時間に1回	3時間	時間単位の間隔で確認する。	24時間に1回	6時間	同上	毎日1回		所定の直の時間帯で確認する。	1週間に1回	2日	日単位の間隔で確認する。	1ヶ月に1回	7日	同上 なお、1ヶ月は31日とする。	<u>3ヶ月に1回</u>	<u>23日</u>	<u>同上</u> <u>なお、3ヶ月は92日とする。</u>	<u>1年に1回</u>	<u>92日</u>	<u>同上</u> <u>なお、1年は365日とする。</u>	<u>2年に1回</u>	<u>182日</u>	<u>同上</u> <u>なお、2年は730日とする。</u>	1000MWd/tに1回	250MWd/t		<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更)</p>
頻度		備考																																																													
保安規定で定める頻度	延長できる時間																																																														
1時間に1回	15分	分単位の間隔で確認する。																																																													
12時間に1回	3時間	時間単位の間隔で確認する。																																																													
24時間に1回	6時間	同上																																																													
毎日1回		所定の直の時間帯で確認する。																																																													
1週間に1回	2日	日単位の間隔で確認する。																																																													
1ヶ月に1回	7日	同上 なお、1ヶ月は31日とする。																																																													
1000MWd/tに1回	250MWd/t																																																														
頻度		備考																																																													
保安規定で定める頻度	延長できる時間																																																														
1時間に1回	15分	分単位の間隔で確認する。																																																													
12時間に1回	3時間	時間単位の間隔で確認する。																																																													
24時間に1回	6時間	同上																																																													
毎日1回		所定の直の時間帯で確認する。																																																													
1週間に1回	2日	日単位の間隔で確認する。																																																													
1ヶ月に1回	7日	同上 なお、1ヶ月は31日とする。																																																													
<u>3ヶ月に1回</u>	<u>23日</u>	<u>同上</u> <u>なお、3ヶ月は92日とする。</u>																																																													
<u>1年に1回</u>	<u>92日</u>	<u>同上</u> <u>なお、1年は365日とする。</u>																																																													
<u>2年に1回</u>	<u>182日</u>	<u>同上</u> <u>なお、2年は730日とする。</u>																																																													
1000MWd/tに1回	250MWd/t																																																														

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

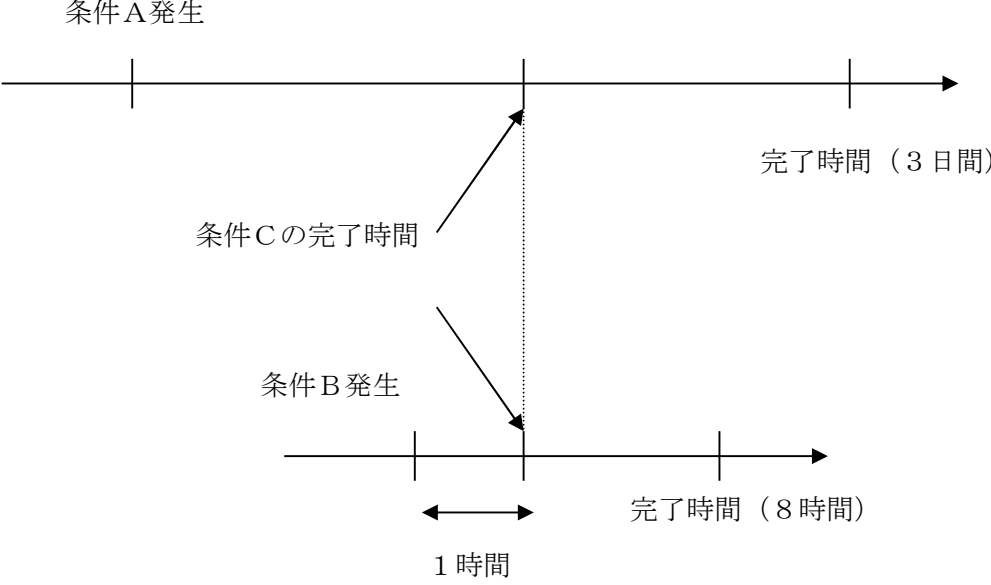
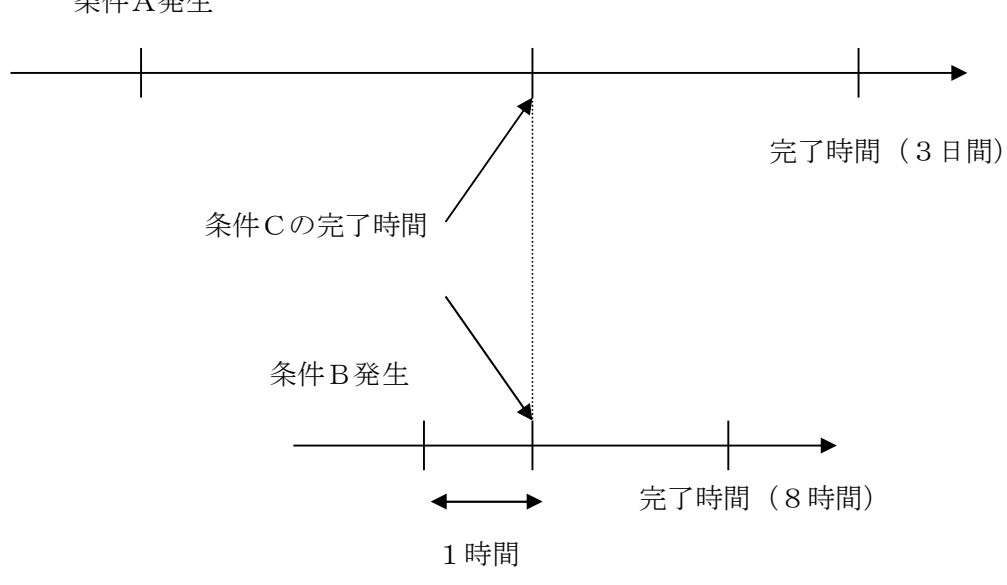
変更前 (現行規定：ROP反映版(令和2年5月26日認可))	変更後	備考
<p>(運転上の制限を満足しない場合)</p> <p>第73条 運転上の制限を満足しない場合とは、各GMが第3節で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合をいう。なお、各GMは、この判断を速やかに行う。</p> <p>2. 各GMは、第3節各条の第2項で定める事項が実施されていない期間においても、運転上の制限に係る事象が発見された場合は、運転上の制限を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。</p> <p>3. 各GMは、ある運転上の制限を満足していないと判断した場合に、当該条文の要求される措置に定めがある場合を除き、他の条文における運転上の制限を満足していないと判断しなくてもよい。</p> <p>4. 各GMは、運転上の制限を満足していないと判断した場合、当該号炉を所管する運転管理部長に報告し、当該号炉を所管する運転管理部長は所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>5. 各GMは、運転上の制限を満足していないと判断した時点(完了時間の起点)から要求される措置を開始する。なお、運転上の制限を満足していないと判断した場合の要求される措置の運用方法については、表73の例に準拠する。</p> <p>6. 各GMは、当該運転上の制限を満足していると判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告し、当該号炉を所管する運転管理部長は原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>7. 各GMは、運転上の制限を満足していないと判断した時点の前の原子炉の状態への移行又は原子炉熱出力の復帰にあたっては、原子炉主任技術者の確認を得る。</p> <p>8. 各GMは、次の各号を適用することができる。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断している期間中は、要求される措置に定めがある場合を除き、当該条文の第2項で定められた事項を実施しなくてもよい。ただし、当該条文の第2項で定める頻度で実施しなかった事項については、運転上の制限を満足していると判断した後、速やかに実施する。</p> <p>(2) 運転上の制限を満足していると判断した場合は、それ以後要求される措置を実施しなくてもよい。</p> <p>(3) 要求される措置を実施した場合、その内容が第3節各条の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。</p> <p>(4) 当該運転上の制限を満足していると判断するにあたり、その内容が当該条文の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。</p>	<p>(運転上の制限を満足しない場合)</p> <p>第73条 運転上の制限を満足しない場合とは、当直長及び燃料GMが第3節で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合をいう。なお、当直長及び燃料GMは、この判断を速やかに行う。</p> <p>2. 当直長及び燃料GMは、第3節各条の第2項で定める事項が実施されていない期間においても、運転上の制限に係る事象が発見された場合は、運転上の制限を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。</p> <p>3. 当直長及び燃料GMは、ある運転上の制限を満足していないと判断した場合に、当該条文の要求される措置に定めがある場合を除き、他の条文における運転上の制限を満足していないと判断しなくてもよい。</p> <p>4. 当直長及び燃料GMは、運転上の制限を満足していないと判断した場合、当該号炉を所管する運転管理部長に報告し、当該号炉を所管する運転管理部長は所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>5. 当直長及び燃料GMは、運転上の制限を満足していないと判断した時点(完了時間の起点)から要求される措置を開始する。なお、運転上の制限を満足していないと判断した場合の要求される措置の運用方法については、表73の例に準拠する。</p> <p>6. 当直長及び燃料GMは、当該運転上の制限を満足していると判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告し、当該号炉を所管する運転管理部長は原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>7. 当直長及び燃料GMは、運転上の制限を満足していないと判断した時点の前の原子炉の状態への移行又は原子炉熱出力の復帰にあたっては、原子炉主任技術者の確認を得る。</p> <p>8. 当直長及び燃料GMは、次の各号を適用することができる。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断している期間中は、要求される措置に定めがある場合を除き、当該条文の第2項で定められた事項を実施しなくてもよい。ただし、当該条文の第2項で定める頻度で実施しなかった事項については、運転上の制限を満足していると判断した後、速やかに実施する。</p> <p>(2) 運転上の制限を満足していると判断した場合は、それ以後要求される措置を実施しなくてもよい。</p> <p>(3) 要求される措置を実施した場合、その内容が第3節各条の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。</p> <p>(4) 当該運転上の制限を満足していると判断するにあたり、その内容が第3節各条の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。</p>	<p>記載の適正化</p>

変更前 (現行規定：ROP反映版(令和2年5月26日認可))	変更後	備考																														
<p>表73</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 機能Xが確認できない場合</td> <td>A1. 機能Xの代替機能を確認する。 及び A2. 機能Xを確認する。</td> <td>1時間, その後8時間に1回 3日間</td> </tr> <tr> <td>B. 機能Yが確認できない場合</td> <td>B1. 機能Yを確認する。 又は B2. 原子炉熱出力を30%未満にする。</td> <td>8時間 8時間</td> </tr> <tr> <td>C. 機能Xが確認できない場合 及び 機能Yが確認できない場合</td> <td>C1. 機能Xを確認する。 又は C2. 機能Yを確認する。</td> <td>1時間 1時間</td> </tr> <tr> <td>D. 条件A, B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D1. 高温停止にする。 及び D2. 冷温停止にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合に、該当する条件がない場合は、要求される措置としては13時間以内に原子炉の状態を起動にする、25時間以内に高温停止にする、及び37時間以内に冷温停止にする。ただし、この要求される措置を実施中に運転上の制限が適用される状態でなくなった場合又は運転上の制限を満足していると判断した場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 要求される措置A1. とA2. (又は要求される措置B1. とB2.) の完了時間の起点は、いずれも条件A (又は条件B) であると判断した時点 (運転上の制限を満足していないと判断した時点と同じ。) である。また、要求される措置C1. とC2. 並びにD1. とD2. の完了時間の起点は、いずれも条件C又はDに移行した時点である。</p> <p>(3) 条件B (機能Yが確認できない場合) であると判断した場合、要求される措置B1. 又はB2. を実施するが、いずれの措置も8時間以内に達成することは困難と判断した場合は、8時間を待たずに条件Dに移行することができる。このとき、要求される措置D1. とD2. の完了時間の起点は条件Dに移行した時点である。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 機能Xが確認できない場合	A1. 機能Xの代替機能を確認する。 及び A2. 機能Xを確認する。	1時間, その後8時間に1回 3日間	B. 機能Yが確認できない場合	B1. 機能Yを確認する。 又は B2. 原子炉熱出力を30%未満にする。	8時間 8時間	C. 機能Xが確認できない場合 及び 機能Yが確認できない場合	C1. 機能Xを確認する。 又は C2. 機能Yを確認する。	1時間 1時間	D. 条件A, B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 高温停止にする。 及び D2. 冷温停止にする。	24時間 36時間	<p>表73</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 機能Xが確認できない場合</td> <td>A1. 機能Xの代替機能を確認する。 及び A2. 機能Xを確認する。</td> <td>1時間, その後8時間に1回 3日間</td> </tr> <tr> <td>B. 機能Yが確認できない場合</td> <td>B1. 機能Yを確認する。 又は B2. 原子炉熱出力を30%未満にする。</td> <td>8時間 8時間</td> </tr> <tr> <td>C. 機能Xが確認できない場合 及び 機能Yが確認できない場合</td> <td>C1. 機能Xを確認する。 又は C2. 機能Yを確認する。</td> <td>1時間 1時間</td> </tr> <tr> <td>D. 条件A, B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D1. 高温停止にする。 及び D2. 冷温停止にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合に、該当する条件がない場合は、要求される措置としては13時間以内に原子炉の状態を起動にする、25時間以内に高温停止にする、及び37時間以内に冷温停止にする。ただし、この要求される措置を実施中に運転上の制限が適用される状態でなくなった場合又は運転上の制限を満足していると判断した場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 要求される措置A1. とA2. (又は要求される措置B1. とB2.) の完了時間の起点は、いずれも条件A (又は条件B) であると判断した時点 (運転上の制限を満足していないと判断した時点と同じ。) である。また、要求される措置C1. とC2. 並びにD1. とD2. の完了時間の起点は、いずれも条件C又はDに移行した時点である。</p> <p>(3) 条件B (機能Yが確認できない場合) であると判断した場合、要求される措置B1. 又はB2. を実施するが、いずれの措置も8時間以内に達成することは困難と判断した場合は、8時間を待たずに条件Dに移行することができる。このとき、要求される措置D1. とD2. の完了時間の起点は条件Dに移行した時点である。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 機能Xが確認できない場合	A1. 機能Xの代替機能を確認する。 及び A2. 機能Xを確認する。	1時間, その後8時間に1回 3日間	B. 機能Yが確認できない場合	B1. 機能Yを確認する。 又は B2. 原子炉熱出力を30%未満にする。	8時間 8時間	C. 機能Xが確認できない場合 及び 機能Yが確認できない場合	C1. 機能Xを確認する。 又は C2. 機能Yを確認する。	1時間 1時間	D. 条件A, B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 高温停止にする。 及び D2. 冷温停止にする。	24時間 36時間	
条件	要求される措置	完了時間																														
A. 機能Xが確認できない場合	A1. 機能Xの代替機能を確認する。 及び A2. 機能Xを確認する。	1時間, その後8時間に1回 3日間																														
B. 機能Yが確認できない場合	B1. 機能Yを確認する。 又は B2. 原子炉熱出力を30%未満にする。	8時間 8時間																														
C. 機能Xが確認できない場合 及び 機能Yが確認できない場合	C1. 機能Xを確認する。 又は C2. 機能Yを確認する。	1時間 1時間																														
D. 条件A, B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 高温停止にする。 及び D2. 冷温停止にする。	24時間 36時間																														
条件	要求される措置	完了時間																														
A. 機能Xが確認できない場合	A1. 機能Xの代替機能を確認する。 及び A2. 機能Xを確認する。	1時間, その後8時間に1回 3日間																														
B. 機能Yが確認できない場合	B1. 機能Yを確認する。 又は B2. 原子炉熱出力を30%未満にする。	8時間 8時間																														
C. 機能Xが確認できない場合 及び 機能Yが確認できない場合	C1. 機能Xを確認する。 又は C2. 機能Yを確認する。	1時間 1時間																														
D. 条件A, B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 高温停止にする。 及び D2. 冷温停止にする。	24時間 36時間																														

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前 (現行規定：ROP反映版(令和2年5月26日 認可))	変 更 後	備 考
<p>(4) 要求される措置A1. を1時間以内に達成できない場合又はその後の8時間毎の確認ができない場合は、条件Dへ移行する。このとき、要求される措置D1. とD2. の実施と並行して要求される措置A1. とA2. を実施し、要求される措置A1. が要求される措置A2. の完了時間である3日間以内に達成できた場合は、その時点で要求される措置D1. とD2. の実施要求はなく、また、原子炉熱出力は条件Dへ移行する前の状態に戻すことができる。その後は、引き続き要求される措置A2. を3日間以内(起点は最初に条件Aであると判断した時点)に達成させる。(参考図73-1参照)</p> <p>(5) (4)において、要求される措置A2. を3日間以内に達成できない場合は、その時点から条件Dへ移行する。このときの要求される措置D1. とD2. の完了時間の起点は、改めて条件Dに移行した時点であり、最初に条件Dへ移行した時点ではない。(参考図73-1参照)</p> <p>(6) 条件A(機能Xが確認できない場合)の要求される措置A1. とA2. を実施中に条件B(機能Yが確認できない場合)であると判断した場合、条件Cに移行し、要求される措置C2. (又は要求される措置C1.)を1時間以内に達成すると、条件Cから条件A(又は条件B)に移行する。このとき再度、条件A(又は条件B)の要求される措置A1. とA2. (又は要求される措置B1. とB2.)を実施することになるが、完了時間の起点は、最初に条件A(又は条件B)であると判断した時点である。(参考図73-2参照)</p> <p>(7) 条件A(機能Xが確認できない場合)の要求される措置A1. とA2. を実施中に条件B(機能Yが確認できない場合)であると判断した場合、条件Cに移行するが、要求される措置C2. (又は要求される措置C1.)の完了時間より前に条件Aの完了時間が来るときは、条件Aの完了時間が優先する。このとき、実質的な条件Cの完了時間は条件Aの完了時間と同じであり、要求される措置A1. とA2. が条件Aの完了時間内に達成できれば、自動的に条件Cの要求される措置は達成され、条件Bの完了時間は条件Bであると判断した時点を中心とする完了時間となる。また、要求される措置A1. とA2. が条件Aの完了時間内に達成できなければ、条件Cの要求される措置を実施するしないにかかわらず条件Dへ移行する。(参考図73-3参照)</p>	<p>(4) 要求される措置A1. を1時間以内に達成できない場合又はその後の8時間毎の確認ができない場合は、条件Dへ移行する。このとき、要求される措置D1. とD2. の実施と並行して要求される措置A1. とA2. を実施し、要求される措置A1. が要求される措置A2. の完了時間である3日間以内に達成できた場合は、その時点で要求される措置D1. とD2. の実施要求はなく、また、原子炉熱出力は条件Dへ移行する前の状態に戻すことができる。その後は、引き続き要求される措置A2. を3日間以内(起点は最初に条件Aであると判断した時点)に達成させる。(参考図73-1参照)</p> <p>(5) (4)において、要求される措置A2. を3日間以内に達成できない場合は、その時点から条件Dへ移行する。このときの要求される措置D1. とD2. の完了時間の起点は、改めて条件Dに移行した時点であり、最初に条件Dへ移行した時点ではない。(参考図73-1参照)</p> <p>(6) 条件A(機能Xが確認できない場合)の要求される措置A1. とA2. を実施中に条件B(機能Yが確認できない場合)であると判断した場合、条件Cに移行し、要求される措置C2. (又は要求される措置C1.)を1時間以内に達成すると、条件Cから条件A(又は条件B)に移行する。このとき再度、条件A(又は条件B)の要求される措置A1. とA2. (又は要求される措置B1. とB2.)を実施することになるが、完了時間の起点は、最初に条件A(又は条件B)であると判断した時点である。(参考図73-2参照)</p> <p>(7) 条件A(機能Xが確認できない場合)の要求される措置A1. とA2. を実施中に条件B(機能Yが確認できない場合)であると判断した場合、条件Cに移行するが、要求される措置C2. (又は要求される措置C1.)の完了時間より前に条件Aの完了時間が来るときは、条件Aの完了時間が優先する。このとき、実質的な条件Cの完了時間は条件Aの完了時間と同じであり、要求される措置A1. とA2. が条件Aの完了時間内に達成できれば、自動的に条件Cの要求される措置は達成され、条件Bの完了時間は条件Bであると判断した時点を中心とする完了時間となる。また、要求される措置A1. とA2. が条件Aの完了時間内に達成できなければ、条件Cの要求される措置を実施するしないにかかわらず条件Dへ移行する。(参考図73-3参照)</p>	

変更前 (現行規定：ROP反映版(令和2年5月26日認可))	変更後	備考
<p>参考図73-1</p> <p>条件Aと判断</p> <p>要求される措置A1.を達成</p> <p>要求される措置A1.</p> <p>要求される措置A2.</p> <p>要求される措置D1.とD2.</p> <p>要求される措置A2.を完了時間内に達成できなくて条件Dへ移行する。</p> <p>再度、要求される措置D1.とD2.を実施する場合の完了時間の起点</p> <p>要求される措置A1.を完了時間内に達成できなくて条件Dへ移行する。</p> <p>再度、要求される措置D1.とD2.を実施する場合の完了時間の起点</p> <p>要求される措置D1.とD2.を中止する。</p> <p>要求される措置A2.が達成できた場合（機能Xが確認できた場合）とは、運転上の制限を満足していることが確認できた場合であり、全ての要求される措置を中止し、運転上の制限を満足していないと判断した時点の前の原子炉の状態への移行又は原子炉熱出力の復帰を行うことができる。</p>	<p>参考図73-1</p> <p>条件Aと判断</p> <p>要求される措置A1.を達成</p> <p>要求される措置A1.</p> <p>要求される措置A2.</p> <p>要求される措置D1.とD2.</p> <p>要求される措置A2.を完了時間内に達成できなくて条件Dへ移行する。</p> <p>再度、要求される措置D1.とD2.を実施する場合の完了時間の起点</p> <p>要求される措置A1.を完了時間内に達成できなくて条件Dへ移行する。</p> <p>再度、要求される措置D1.とD2.を実施する場合の完了時間の起点</p> <p>要求される措置D1.とD2.を中止する。</p> <p>要求される措置A2.が達成できた場合（機能Xが確認できた場合）とは、運転上の制限を満足していることが確認できた場合であり、全ての要求される措置を中止し、運転上の制限を満足していないと判断した時点の前の原子炉の状態への移行又は原子炉熱出力の復帰を行うことができる。</p>	

変更前 (現行規定: ROP反映版(令和2年5月26日認可))	変更後	備考
<p>参考図73-2</p>  <p>条件A発生</p> <p>完了時間 (3日間)</p> <p>条件Cの完了時間</p> <p>条件B発生</p> <p>完了時間 (8時間)</p> <p>1時間</p> <p>条件Cの完了時間内に機能X又は機能Yが確認できれば 条件A又は条件Bの本来の完了時間に戻る。</p>	<p>参考図73-2</p>  <p>条件A発生</p> <p>完了時間 (3日間)</p> <p>条件Cの完了時間</p> <p>条件B発生</p> <p>完了時間 (8時間)</p> <p>1時間</p> <p>条件Cの完了時間内に機能X又は機能Yが確認できれば 条件A又は条件Bの本来の完了時間に戻る。</p>	

変更前 (現行規定: ROP反映版(令和2年5月26日認可))	変更後	備考
<p>参考図73-3</p> <p>条件Aの完了時間 (3日間)</p> <p>条件A発生</p> <p>条件Cの実質的な完了時間</p> <p>条件Cの完了時間</p> <p>条件B発生</p> <p>完了時間 (8時間)</p> <p>1時間</p> <p>条件Aの完了時間内に要求される措置が達成できなければ条件Dへ移行する。</p> <p>条件Aの完了時間内に機能Xが確認できれば、条件Bの本来の完了時間に戻る。</p>	<p>参考図73-3</p> <p>条件Aの完了時間 (3日間)</p> <p>条件A発生</p> <p>条件Cの実質的な完了時間</p> <p>条件Cの完了時間</p> <p>条件B発生</p> <p>完了時間 (8時間)</p> <p>1時間</p> <p>条件Aの完了時間内に要求される措置が達成できなければ条件Dへ移行する。</p> <p>条件Aの完了時間内に機能Xが確認できれば、条件Bの本来の完了時間に戻る。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前 (現行規定：ROP反映版(令和2年5月26日認可))	変更後	備考
<p>(予防保全を目的とした保全作業を実施する場合)</p> <p>第74条 各GMは、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置^{※1}を、<u>その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証した上で</u>、要求される完了時間の範囲内で実施する。</p> <p>2. 各GMは、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置^{※1}を定め、<u>その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</u></p> <p><u>3. 第1項及び第2項の実施については、第73条第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</u></p> <p><u>4. 各GMは、第1項又は第2項に基づく保全作業を行う場合、関係GMと協議し実施する。</u></p> <p><u>5. 第1項及び第2項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点を保全作業に対する完了時間の起点とする。</u></p> <p><u>6. 各GMは、第1項を実施する場合、運転上の制限外に移行する前に、要求される措置^{※2}を順次実施し、すべて終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。</u></p> <p><u>7. 各GMは、第1項又は第2項を実施する場合、第73条第3項及び第8項に準拠する。</u></p> <p><u>8. 第1項及び第2項において、要求される措置又は安全措置を実施できなかった場合、各GMは当該運転上の制限を満足していないと判断する。</u></p> <p><u>9. 各GMは、第2項を実施し、当該運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告し、当該号炉を所管する運転管理部長は原子炉主任技術者に報告する。</u></p> <p>※1：第3節各条の第2項に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、第1項においては要求される措置、第2項においては必要な安全措置に代えることができる。</p> <p>※2：保全作業を実施する当該設備等に係る措置及び運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2回目以降の実施については除く。</p>	<p>(予防保全を目的とした保全作業を実施する場合)</p> <p>第74条 各GMは、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置^{※1}を、<u>その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証した上で</u>、要求される完了時間の範囲内で実施する。</p> <p>2. 各GMは、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置^{※1}を定め、<u>その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</u></p> <p><u>3. 各GMは、表74で定める設備について、保全計画に基づき定期的に行う保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、同表に定める保全作業時の措置を実施する。なお、要求される完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置^{※2}を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</u></p> <p><u>4. 第1項、第2項及び第3項の実施については、第73条第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</u></p> <p><u>5. 各GMは、第1項、第2項又は第3項に基づく保全作業を行う場合、関係GMと協議し実施する。</u></p> <p><u>6. 第1項、第2項及び第3項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点を保全作業に対する完了時間の起点とする。</u></p> <p><u>7. 各GMは、第1項を実施する場合、運転上の制限外に移行する前に、要求される措置^{※3}を順次実施し、すべて終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。</u></p> <p><u>8. 各GMは、第1項、第2項又は第3項を実施する場合、第73条第3項及び第8項に準拠する。なお、第3項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、「要求される措置」を「保全作業時の措置」に読み替えるものとする。</u></p> <p><u>9. 第1項又は第3項において、要求される措置、保全作業時の措置を実施できなかった場合又は第2項において安全措置を実施できなかった場合、各GMは当該運転上の制限を満足していないと判断する。</u></p> <p><u>10. 各GMは、第2項に基づく保全作業及び第3項において、完了時間を超えて保全作業を実施し、当該運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告し、当該号炉を所管する運転管理部長は原子炉主任技術者に報告する。</u></p> <p>※1：第3節各条の第2項に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、第1項においては要求される措置、第2項においては必要な安全措置に代えることができる。</p> <p>※2：表74に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、必要な安全措置に代えることができる。</p> <p>※3：保全作業を実施する当該設備等に係る措置及び運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2回目以降の実施については除く。</p>	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更 (新規制基準の施行に伴う変更)</p> <p>記載の適正化</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更 (新規制基準の施行に伴う変更)</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更 (新規制基準の施行に伴う変更)</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前 (現行規定: ROP反映版(令和2年5月26日認可))	変更後				備考																				
	<p>表7.4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1380 268 1573 363">関連条文</th> <th data-bbox="1573 268 1855 363">点検対象設備</th> <th data-bbox="1855 268 2047 363">第7.4条 適用時期</th> <th data-bbox="2047 268 2350 363">保全作業時の措置</th> <th data-bbox="2350 268 2579 363">実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1380 363 1573 541"> <p>第5.7条 第6.6条 (66-14-1)</p> </td> <td data-bbox="1573 363 1855 541"> <p>・中央制御室非常用 換気空調系^{※4}</p> </td> <td data-bbox="1855 363 2047 541"> <p>第5.7条の適用される原子炉の状態</p> </td> <td data-bbox="2047 363 2350 541"> <p>・中央制御室可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であることを確認する。</p> </td> <td data-bbox="2350 363 2579 541"> <p>点検前^{※5} その後、10日に1回</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1380 541 1573 1010"> <p>第5.8条の3</p> </td> <td data-bbox="1573 541 1855 1010"> <p>・外部電源</p> </td> <td data-bbox="1855 541 2047 1010"> <p>運 転 起 動 高温停止 低温停止 燃料交換</p> </td> <td data-bbox="2047 541 2350 1010"> <p>・動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。</p> <p>・所要の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認^{※6}する。</p> </td> <td data-bbox="2350 541 2579 1010"> <p>点検前^{※5} その後、毎日1回</p> <p>点検前^{※5} 点検期間が完了時間(30日)を超えて点検を実施する場合は、その後、1ヶ月に1回</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1380 1010 1573 1614"> <p>第6.6条 (66-9-2)</p> </td> <td data-bbox="1573 1010 1855 1614"> <p>・燃料プール冷却浄化系を構成する弁</p> </td> <td data-bbox="1855 1010 2047 1614"> <p>使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</p> </td> <td data-bbox="2047 1010 2350 1614"> <p>・使用済燃料プールの温度上昇評価を実施する。</p> <p>・燃料プール代替注水系による使用済燃料プールの注水が動作可能であることを確認する。</p> <p>・残留熱除去系による使用済燃料プールの除熱が評価時間内に実施可能であることを管理的手段で確認する。</p> </td> <td data-bbox="2350 1010 2579 1614"> <p>点検前^{※5}</p> <p>点検前^{※5} その後、毎日1回</p> <p>点検前^{※5}</p> </td> </tr> </tbody> </table>				関連条文	点検対象設備	第7.4条 適用時期	保全作業時の措置	実施頻度	<p>第5.7条 第6.6条 (66-14-1)</p>	<p>・中央制御室非常用 換気空調系^{※4}</p>	<p>第5.7条の適用される原子炉の状態</p>	<p>・中央制御室可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であることを確認する。</p>	<p>点検前^{※5} その後、10日に1回</p>	<p>第5.8条の3</p>	<p>・外部電源</p>	<p>運 転 起 動 高温停止 低温停止 燃料交換</p>	<p>・動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。</p> <p>・所要の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認^{※6}する。</p>	<p>点検前^{※5} その後、毎日1回</p> <p>点検前^{※5} 点検期間が完了時間(30日)を超えて点検を実施する場合は、その後、1ヶ月に1回</p>	<p>第6.6条 (66-9-2)</p>	<p>・燃料プール冷却浄化系を構成する弁</p>	<p>使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</p>	<p>・使用済燃料プールの温度上昇評価を実施する。</p> <p>・燃料プール代替注水系による使用済燃料プールの注水が動作可能であることを確認する。</p> <p>・残留熱除去系による使用済燃料プールの除熱が評価時間内に実施可能であることを管理的手段で確認する。</p>	<p>点検前^{※5}</p> <p>点検前^{※5} その後、毎日1回</p> <p>点検前^{※5}</p>	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更)</p>
関連条文	点検対象設備	第7.4条 適用時期	保全作業時の措置	実施頻度																					
<p>第5.7条 第6.6条 (66-14-1)</p>	<p>・中央制御室非常用 換気空調系^{※4}</p>	<p>第5.7条の適用される原子炉の状態</p>	<p>・中央制御室可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であることを確認する。</p>	<p>点検前^{※5} その後、10日に1回</p>																					
<p>第5.8条の3</p>	<p>・外部電源</p>	<p>運 転 起 動 高温停止 低温停止 燃料交換</p>	<p>・動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。</p> <p>・所要の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認^{※6}する。</p>	<p>点検前^{※5} その後、毎日1回</p> <p>点検前^{※5} 点検期間が完了時間(30日)を超えて点検を実施する場合は、その後、1ヶ月に1回</p>																					
<p>第6.6条 (66-9-2)</p>	<p>・燃料プール冷却浄化系を構成する弁</p>	<p>使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</p>	<p>・使用済燃料プールの温度上昇評価を実施する。</p> <p>・燃料プール代替注水系による使用済燃料プールの注水が動作可能であることを確認する。</p> <p>・残留熱除去系による使用済燃料プールの除熱が評価時間内に実施可能であることを管理的手段で確認する。</p>	<p>点検前^{※5}</p> <p>点検前^{※5} その後、毎日1回</p> <p>点検前^{※5}</p>																					

変更前 (現行規定: ROP反映版(令和2年5月26日認可))	変更後					備考
	<p><u>関連条文</u></p>	<p><u>点検対象設備</u></p>	<p><u>第74条 適用時期</u></p>	<p><u>保全作業時の措置</u></p>	<p><u>実施頻度</u></p>	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更 (新規制基準の施行に伴う変更)</p>
<p><u>第66条 (66-9-3)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA広域)</u> ・<u>使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA)</u> ・<u>使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ, 低レンジ)</u> ・<u>使用済燃料貯蔵プール監視カメラ (使用済貯蔵プール監視カメラ用空冷装置含む)</u> 	<p><u>使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び水温が6.5℃以下であることを確認する。</u> 	<p><u>点検前^{※5} その後, 毎日1回</u></p>		
			<ul style="list-style-type: none"> ・<u>残りの要素が監視可能であることを確認する。</u> 	<p><u>点検前^{※5} その後, 毎日1回</u></p>		
<p><u>第66条 (66-12-3)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>号炉間電力融通ケーブル (常設)</u> ・<u>号炉間電力融通ケーブル (可搬型)</u> 	<p><u>冷温停止 燃料交換</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>所要の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認^{※6}する。</u> 	<p><u>点検前^{※5} 点検期間が完了時間 (30日) を超えて点検を実施する場合は, その後, 1ヶ月に1回</u></p>		
<p><u>第66条 (66-12-4)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>直流12.5V充電器A</u> ・<u>直流12.5V蓄電池A</u> ・<u>直流12.5V充電器A-2</u> ・<u>直流12.5V蓄電池A-2</u> ・<u>AM用直流12.5V充電器</u> ・<u>AM用直流12.5V蓄電池</u> 	<p><u>冷温停止 燃料交換</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認する。</u> 	<p><u>点検前^{※5}</u></p>		
			<ul style="list-style-type: none"> ・<u>AM用蓄電池・充電器及び蓄電池・充電器A-2が健全であることを確認する。</u> ・<u>AM用蓄電池・充電器及び蓄電池・充電器Aが健全であることを確認する。</u> ・<u>蓄電池A, A-2及び充電器A, A-2が健全であることを確認する。</u> 	<p><u>点検前^{※5} その後, 1週間に1回</u></p>		

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前 (現行規定: ROP反映版(令和2年5月26日認可))	変更後					備考
	<p><u>関連条文</u></p>	<p><u>点検対象設備</u></p>	<p><u>第74条 適用時期</u></p>	<p><u>保全作業時の措置</u></p>	<p><u>実施頻度</u></p>	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更)</p>
<p><u>第66条 (66-12-6)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>AM用MCC</u> ・ <u>AM用切替盤</u> ・ <u>AM用動力変圧器</u> ・ <u>緊急用断路器</u> ・ <u>緊急用電源切替箱接続装置</u> ・ <u>緊急用電源切替箱断路器</u> 	<p><u>冷温停止 燃料交換</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>所要の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認^{※6}する。</u> 	<p><u>点検前^{※5} 点検期間が完了時間(3日)を超えて点検を実施する場合は、その後、1週間1回</u></p>		
<p><u>第66条 (66-14-1)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>中央制御室待避室陽圧化装置(空気ポンベ)</u> 	<p><u>運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>6号炉及び7号炉の中央制御室換気空調系1系列が動作可能であることを確認する。</u> ・ <u>カードル式空気ポンベユニットによる中央制御室退避室の加圧ができることを確認する。</u> 	<p><u>点検前^{※5} その後、10日に1回</u></p>		
<p><u>第66条 (66-15-1)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>モニタリングポスト用発電機</u> 	<p><u>冷温停止 燃料交換</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>代替品を確保する。</u> 	<p><u>点検前^{※5}</u></p>		
<p><u>第66条 (66-16-1)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>5号炉原子炉建屋緊急時対策所(対策本部)陽圧化装置(空気ポンベ)</u> 	<p><u>運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>5号炉原子炉建屋緊急時対策所(対策本部)可搬型外気取入送風機及び可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であることを確認する。</u> 	<p><u>点検前^{※5} その後、10日に1回</u></p>		
<p><u>第66条 (66-16-2)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>5号炉原子炉建屋緊急時対策所(待機場所)陽圧化装置(空気ポンベ)</u> 	<p><u>運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>5号炉原子炉建屋緊急時対策所(待機場所)可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であることを確認する。</u> 	<p><u>点検前^{※5} その後、10日に1回</u></p>		

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前 (現行規定：ROP反映版(令和2年5月26日認可))	変更後				備考										
	<table border="1" data-bbox="1380 254 2579 646"> <thead> <tr> <th data-bbox="1380 254 1555 348">関連条文</th> <th data-bbox="1555 254 1857 348">点検対象設備</th> <th data-bbox="1857 254 2050 348">第74条 適用時期</th> <th data-bbox="2050 254 2353 348">保全作業時の措置</th> <th data-bbox="2353 254 2579 348">実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1380 348 1555 646">第66条 (66-16-3)</td> <td data-bbox="1555 348 1857 646"> <ul style="list-style-type: none"> ・交流分電盤 ・負荷変圧器 </td> <td data-bbox="1857 348 2050 646"> 運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換 </td> <td data-bbox="2050 348 2353 646"> ・代替品を確保する。 </td> <td data-bbox="2353 348 2579 646"> 点検前^{※5} 点検期間が完了 時間(10日) を超えて点検を 実施する場合は、 その後、1 ヶ月に1回 </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1380 695 2579 764">※4：6号炉及び7号炉の中央制御室非常用換気空調系の中央制御室バウンダリを構成する隔離弁及びダクト(外気の入取, 排気のライン)等をいう。</p> <p data-bbox="1380 772 2579 884">※5：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。</p> <p data-bbox="1380 892 2579 1003">※6：「動作可能であることを確認」とは、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止の場合、非常用ディーゼル発電機3台を起動し、冷温停止及び燃料交換の場合は、非常用ディーゼル発電機2台^{※7}を起動し動作可能であることを確認する。</p> <p data-bbox="1380 1012 2579 1045">※7：非常用ディーゼル発電機に非常用発電機1台を含めることができる。</p>				関連条文	点検対象設備	第74条 適用時期	保全作業時の措置	実施頻度	第66条 (66-16-3)	<ul style="list-style-type: none"> ・交流分電盤 ・負荷変圧器 	運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換	・代替品を確保する。	点検前 ^{※5} 点検期間が完了 時間(10日) を超えて点検を 実施する場合は、 その後、1 ヶ月に1回	原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更)
関連条文	点検対象設備	第74条 適用時期	保全作業時の措置	実施頻度											
第66条 (66-16-3)	<ul style="list-style-type: none"> ・交流分電盤 ・負荷変圧器 	運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換	・代替品を確保する。	点検前 ^{※5} 点検期間が完了 時間(10日) を超えて点検を 実施する場合は、 その後、1 ヶ月に1回											

変更前 (現行規定：ROP反映版(令和2年5月26日認可))	変更後	備考
<p style="text-align: center;">第8章 施設管理</p> <p><u>(施設管理計画)</u> 第107条 原子炉施設について原子炉設置(変更)許可を受けた設備に係る事項及び「<u>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</u>」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の<u>施設管理計画</u>を定める。</p> <p style="text-align: center;">【施設管理計画】</p> <p>1. <u>用語の定義</u> <u>保全</u>：プラントの運転に関わる設備の機能を確認、維持又は向上させる活動。原子炉施設の安全確保を前提に、電力の供給信頼性を維持するとの観点から設備の重要さ度合いに応じて、<u>効率性、経済性を考慮しながら行われるもので、設計、点検、巡視、工事を含む。</u> <u>工事</u>：補修、取替え及び改造の総称であり、<u>建設、使用前点検を含む。</u> <u>作業管理</u>：保全のうち設計を除く点検、巡視、工事等のための作業の管理。</p> <p>2. <u>施設管理の実施方針及び施設管理目標</u> (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、<u>施設管理</u>の継続的な改善を図るため、<u>施設管理</u>の現状等を踏まえ、<u>施設管理</u>の実施方針を定める。また、12.の<u>施設管理</u>の有効性評価の結果、及び<u>施設管理</u>を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ<u>施設管理</u>の実施方針の見直しを行う。 (2) さらに、<u>第107条の6</u>に定める<u>長期施設管理方針</u>を策定又は変更した場合には、<u>長期施設管理方針</u>に従い保全を実施することを<u>施設管理</u>の実施方針に反映する。 (3) 組織は、<u>施設管理</u>の実施方針に基づき、<u>施設管理</u>の改善を図るための<u>施設管理目標</u>を設定する。また、12.の<u>施設管理</u>の有効性評価の結果、及び<u>施設管理</u>を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ<u>施設管理目標</u>の見直しを行う。</p> <p>3. <u>保全プログラムの策定</u> 組織は、2.の<u>施設管理目標</u>を達成するため4.より11.からなる保全プログラムを策定する。また、12.の<u>施設管理</u>の有効性評価の結果、及び<u>施設管理</u>を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4. <u>保全対象範囲の策定</u> 組織は、<u>原子炉施設</u>の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 (1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備 (2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備 (3) <u>原子炉設置(変更)許可申請書及び設計及び工事計画認可申請書で保管又は設置要求があり、許可又は認可を得た設備</u> <u>(4) 炉心損傷又は格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備</u> <u>(5) その他自ら定める設備</u></p>	<p style="text-align: center;">第8章 施設管理</p> <p><u>(施設管理計画)</u> 第107条 原子炉施設について原子炉設置(変更)許可を受けた設備に係る事項及び「<u>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</u>」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の<u>施設管理計画</u>を定める。</p> <p style="text-align: center;">【施設管理計画】</p> <p>1. <u>用語の定義</u> <u>保全</u>：プラントの運転に関わる設備の機能を確認、維持又は向上させる活動。原子炉施設の安全確保を前提に、電力の供給信頼性を維持するとの観点から設備の重要さ度合いに応じて、<u>効率性、経済性を考慮しながら行われるもので、設計、点検、巡視、工事を含む。</u> <u>工事</u>：補修、取替え及び改造の総称であり、<u>建設、使用前点検を含む。</u> <u>作業管理</u>：保全のうち設計を除く点検、巡視、工事等のための作業の管理。</p> <p>2. <u>施設管理の実施方針及び施設管理目標</u> (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、<u>施設管理</u>の継続的な改善を図るため、<u>施設管理</u>の現状等を踏まえ、<u>施設管理</u>の実施方針を定める。また、12.の<u>施設管理</u>の有効性評価の結果、及び<u>施設管理</u>を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ<u>施設管理</u>の実施方針の見直しを行う。 (2) さらに、<u>第107条の6</u>に定める<u>長期施設管理方針</u>を策定又は変更した場合には、<u>長期施設管理方針</u>に従い保全を実施することを<u>施設管理</u>の実施方針に反映する。 (3) 組織は、<u>施設管理</u>の実施方針に基づき、<u>施設管理</u>の改善を図るための<u>施設管理目標</u>を設定する。また、12.の<u>施設管理</u>の有効性評価の結果、及び<u>施設管理</u>を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ<u>施設管理目標</u>の見直しを行う。</p> <p>3. <u>保全プログラムの策定</u> 組織は、2.の<u>施設管理目標</u>を達成するため4.より11.からなる保全プログラムを策定する。また、12.の<u>施設管理</u>の有効性評価の結果、及び<u>施設管理</u>を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4. <u>保全対象範囲の策定</u> 組織は、<u>原子炉施設</u>の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 (1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備 (2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備 (3) <u>原子炉設置(変更)許可申請書及び設計及び工事計画認可申請書で保管又は設置要求があり、許可又は認可を得た設備</u> <u>(4) 自主対策設備^{※1}(7号炉)</u> <u>(5) 炉心損傷又は格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備</u> <u>(6) その他自ら定める設備</u></p> <p><u>※1：自主対策設備とは、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備をいう。</u></p>	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規基準の施行に伴う変更)</p> <p>記載の適正化</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規基準の施行に伴う変更)</p>

変更前 (現行規定：ROP反映版(令和2年5月26日認可))	変更後	備考
<p>5. <u>施設管理の重要度</u>の設定</p> <p>組織は、4. の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の<u>施設管理の重要度として点検に用いる重要度</u>（以下「保全重要度」という。）と設計及び工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度に基づき、<u>確率論的リスク評価</u>から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。</p> <p>なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、<u>確率論的リスク評価</u>から得られるリスク情報、<u>運転経験等</u>を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1) 又は (2) に基づき設定する。</p> <p><u>(4) 設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。</u></p> <p><u>(5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</u></p> <p>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために5. の<u>施設管理の重要度</u>を踏まえ、<u>施設管理目標の中で</u>プラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a) プラントレベルの保全活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。</p> <p>i. 7000 臨界時間あたりの計画外自動・手動スクラム回数</p> <p>ii. 7000 臨界時間あたりの計画外出力変動回数</p> <p>iii. 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b) 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>系統レベルの保全活動管理指標として、5. (1) の<u>施設管理の重要度</u>の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2及びリスク重要度の高い系統機能に対して以下のものを設定する。</p> <p>i. 予防可能故障 (MPFF) 回数</p> <p>ii. 非待機 (UA) 時間^{※1}</p> <p>※1：非待機 (UA) 時間については、待機状態にある機能及び待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する <u>(以下、本条において同じ。)</u>。</p> <p>(2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a) プラントレベルの保全活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。</p> <p>b) 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>i. 予防可能故障 (MPFF) 回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。</p> <p>ii. 非待機 (UA) 時間の目標値は、点検実績及び第4章第3節 (運転上の制限) 第19条から第71条の第3項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</p> <p>(3) 組織は、プラント又は系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p>	<p>5. <u>施設管理の重要度</u>の設定</p> <p>組織は、4. の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の<u>施設管理の重要度として点検に用いる重要度</u>（以下「保全重要度」という。）と設計及び工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため<u>重大事故等対処設備 (7号炉) に該当すること及び</u>重要度分類指針の重要度に基づき、<u>確率論的リスク評価</u>から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。</p> <p>なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、<u>確率論的リスク評価</u>から得られるリスク情報、<u>運転経験等</u>を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1) 又は (2) に基づき設定する。</p> <p><u>(4) 設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備 (7号炉) の該当有無、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。</u></p> <p><u>(5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</u></p> <p>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために5. の<u>施設管理の重要度</u>を踏まえ、<u>施設管理目標の中で</u>プラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a) プラントレベルの保全活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。</p> <p>i. 7000 臨界時間あたりの計画外自動・手動スクラム回数</p> <p>ii. 7000 臨界時間あたりの計画外出力変動回数</p> <p>iii. 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b) 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>系統レベルの保全活動管理指標として、5. (1) の<u>施設管理の重要度</u>の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2及びリスク重要度の高い系統機能<u>並びに重大事故等対処設備 (7号炉)</u> に対して以下のものを設定する。</p> <p>i. 予防可能故障 (MPFF) 回数</p> <p>ii. 非待機 (UA) 時間^{※2}</p> <p>※2：非待機 (UA) 時間については、待機状態にある機能及び待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する <u>(以下、本条において同じ。)</u>。</p> <p>(2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a) プラントレベルの保全活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。</p> <p>b) 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>i. 予防可能故障 (MPFF) 回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。</p> <p>ii. 非待機 (UA) 時間の目標値は、点検実績及び第4章第3節 (運転上の制限) 第19条から第71条の第3項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</p> <p>(3) 組織は、プラント又は系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p>	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更 (新規制基準の施行に伴う変更)</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更 (新規制基準の施行に伴う変更)</p> <p>記載の適正化</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前（現行規定：ROP反映版(令和2年5月26日認可)）	変更後	備考
<p>(4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>7. 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、4. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>a) 点検計画（7. 1 参照）</p> <p>b) 設計及び工事の計画（7. 2 参照）</p> <p>c) 特別な保全計画（7. 3 参照）</p> <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、5. の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a) 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験</p> <p>b) 使用環境及び設置環境</p> <p>c) 劣化、故障モード</p> <p>d) 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e) 科学的知見</p> <p>(3) 組織は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>7. 1 点検計画の策定</p> <p>(1) 組織は、原子炉停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a) 予防保全</p> <p>i. 時間基準保全</p> <p>ii. 状態基準保全</p> <p>b) 事後保全</p> <p>(3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a) 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>①点検の具体的方法</p> <p>②構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③実施頻度</p> <p>④実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検又は定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b) 状態基準保全</p> <p>i. 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 状態監視データの具体的採取方法</p>	<p>(4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>7. 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、4. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>a) 点検計画（7. 1 参照）</p> <p>b) 設計及び工事の計画（7. 2 参照）</p> <p>c) 特別な保全計画（7. 3 参照）</p> <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、5. の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a) 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験</p> <p>b) 使用環境及び設置環境</p> <p>c) 劣化、故障モード</p> <p>d) 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e) 科学的知見</p> <p>(3) 組織は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>7. 1 点検計画の策定</p> <p>(1) 組織は、原子炉停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a) 予防保全</p> <p>i. 時間基準保全</p> <p>ii. 状態基準保全</p> <p>b) 事後保全</p> <p>(3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a) 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>①点検の具体的方法</p> <p>②構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③実施頻度</p> <p>④実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検又は定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b) 状態基準保全</p> <p>i. 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 状態監視データの具体的採取方法</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前 (現行規定：ROP反映版(令和2年5月26日認可))	変更後	備考
<p>②機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目，評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>③状態監視データ採取頻度</p> <p>④実施時期</p> <p>⑤機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>ii. 巡視点検を実施する時期までに，次の事項を定める。</p> <p>①巡視点検の具体的方法</p> <p>②構築物，系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目，評価方法及び管理基準</p> <p>③実施頻度</p> <p>④実施時期</p> <p>⑤機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>iii. 定例試験を実施する時期までに，次の事項を定める。</p> <p>①定例試験の具体的方法</p> <p>②構築物，系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目，評価方法及び管理基準</p> <p>③実施頻度</p> <p>④実施時期</p> <p>⑤機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c) 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は，機能喪失の発見後，修復を実施する前に，修復方法，修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p><u>(4) 組織は，点検を実施する構築物，系統及び機器が，所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査※²により確認・評価する時期までに，次の事項を定める。</u></p> <p>a) <u>事業者検査の具体的方法</u></p> <p>b) <u>所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目，評価方法及び管理基準</u></p> <p>c) <u>事業者検査の実施時期</u></p> <p>※²：事業者検査とは，点検及び工事に伴うリリースのため，点検及び工事とは別に，要求事項への適合を確認する合否判定行為であり，第107条の4による使用前事業者検査および第107条の5による定期事業者検査をいう(以下，本条において同じ。)</p>	<p>②機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目，評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>③状態監視データ採取頻度</p> <p>④実施時期</p> <p>⑤機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>ii. 巡視点検を実施する時期までに，次の事項を定める。</p> <p>①巡視点検の具体的方法</p> <p>②構築物，系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目，評価方法及び管理基準</p> <p>③実施頻度</p> <p>④実施時期</p> <p>⑤機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>iii. 定例試験を実施する時期までに，次の事項を定める。</p> <p>①定例試験の具体的方法</p> <p>②構築物，系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目，評価方法及び管理基準</p> <p>③実施頻度</p> <p>④実施時期</p> <p>⑤機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c) 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は，機能喪失の発見後，修復を実施する前に，修復方法，修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p><u>(4) 組織は，点検を実施する構築物，系統及び機器が，所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査※³により確認・評価する時期までに，次の事項を定める。</u></p> <p>a) <u>事業者検査の具体的方法</u></p> <p>b) <u>所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目，評価方法及び管理基準</u></p> <p>c) <u>事業者検査の実施時期</u></p> <p>※³：事業者検査とは，点検及び工事に伴うリリースのため，点検及び工事とは別に，要求事項への適合を確認する合否判定行為であり，第107条の4による使用前事業者検査および第107条の5による定期事業者検査をいう(以下，本条において同じ。)</p>	<p>記載の適正化</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前 (現行規定：ROP反映版(令和2年5月26日認可))	変更後	備考
<p>7. 2 <u>設計及び工事の計画</u>の策定</p> <p>(1) 組織は、<u>設計及び工事</u>を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた<u>設計及び工事の計画</u>を策定する。また、<u>安全上重要な機器及び構造物の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き※3の要否について確認を行い、その結果を記録する。</u></p> <p>(2) 組織は、<u>原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>工事</u>を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを<u>事業者検査並びに事業者検査以外の検査及び試験（以下「試験等」という。）</u>により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a) <u>事業者検査及び試験等</u>の具体的方法</p> <p>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な<u>事業者検査及び試験等</u>の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c) <u>事業者検査及び試験等</u>の実施時期</p> <p><u>※3：法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法 第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（設計及び工事の計画の認可）、第43条の3の10（設計及び工事の計画の届出）及び第43条の3の11第3項（使用前事業者検査の確認申請）、並びに電気事業法第47条・第48条（工事計画）及び第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。</u></p> <p>7. 3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a) 点検の具体的方法</p> <p>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c) 点検の実施時期</p> <p>8. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、7. で定めた保全計画に<u>従って</u>保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、<u>第107条の2による設計管理及び第107条の3による作業管理</u>を実施する。</p> <p>(3) 組織は、<u>保全</u>の結果について記録する。</p> <p>9. <u>保全</u>の結果の確認・評価</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の<u>保全</u>の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期<u>※4</u>までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 組織は、<u>原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。</u></p>	<p>7. 2 <u>設計及び工事の計画</u>の策定</p> <p>(1) 組織は、<u>設計及び工事</u>を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた<u>設計及び工事の計画</u>を策定する。また、<u>安全上重要な機器及び構造物の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き※4の要否について確認を行い、その結果を記録する。</u></p> <p>(2) 組織は、<u>原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>工事</u>を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを<u>事業者検査並びに事業者検査以外の検査及び試験（以下「試験等」という。）</u>により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a) <u>事業者検査及び試験等</u>の具体的方法</p> <p>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な<u>事業者検査及び試験等</u>の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c) <u>事業者検査及び試験等</u>の実施時期</p> <p><u>※4：法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法 第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（設計及び工事の計画の認可）、第43条の3の10（設計及び工事の計画の届出）及び第43条の3の11第3項（使用前事業者検査の確認申請）、並びに電気事業法第47条・第48条（工事計画）及び第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。</u></p> <p>7. 3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a) 点検の具体的方法</p> <p>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c) 点検の実施時期</p> <p>8. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、7. で定めた保全計画に<u>従って</u>保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、<u>第107条の2による設計管理及び第107条の3による作業管理</u>を実施する。</p> <p>(3) 組織は、<u>保全</u>の結果について記録する。</p> <p>9. <u>保全</u>の結果の確認・評価</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の<u>保全</u>の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期<u>※5</u>までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 組織は、<u>原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前 (現行規定：ROP反映版(令和2年5月26日認可))	変更後	備考
<p><u>(3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期^{※4}までに確認・評価し、記録する。</u></p> <p>※4：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>10. 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、<u>施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下のa)及びb)の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下のa)及びb)に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</u></p> <p>a) 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあつて、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p><u>(2) 組織は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</u></p> <p><u>(3) 組織は、(1)及び(2)の活動を第3条に基づき実施する。</u></p> <p>11. 保全の有効性評価</p> <p>組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。</p> <p>なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a) 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b) 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c) トラブルなど運転経験</p> <p>d) 高経年化技術評価及び定期安全レビュー結果</p> <p>e) 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f) リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合には、7. 1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a) 点検及び取替結果の評価</p> <p>b) 劣化トレンドによる評価</p> <p>c) 類似機器等のベンチマークによる評価</p> <p>d) 研究成果等による評価</p> <p>(3) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p>12. 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 組織は、11.の保全の有効性評価の結果及び2.の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 組織は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p>	<p><u>(3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期^{※5}までに確認・評価し、記録する。</u></p> <p>※5：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>10. 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、<u>施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下のa)及びb)の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下のa)及びb)に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</u></p> <p>a) 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあつて、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p><u>(2) 組織は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</u></p> <p><u>(3) 組織は、(1)及び(2)の活動を第3条に基づき実施する。</u></p> <p>11. 保全の有効性評価</p> <p>組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。</p> <p>なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a) 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b) 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c) トラブルなど運転経験</p> <p>d) 高経年化技術評価及び定期安全レビュー結果</p> <p>e) 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f) リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合には、7. 1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a) 点検及び取替結果の評価</p> <p>b) 劣化トレンドによる評価</p> <p>c) 類似機器等のベンチマークによる評価</p> <p>d) 研究成果等による評価</p> <p>(3) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p>12. 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 組織は、11.の保全の有効性評価の結果及び2.の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 組織は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p>	<p>記載の適正化</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前 (現行規定：ROP反映版(令和2年5月26日 認可))	変 更 後	備 考
<p><u>1 3. 構成管理</u> <u>組織は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</u> <u>(1) 設計要件 (第3条7. 2. 1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第107条の2の設計に対する要求事項をいう。)</u> <u>(2) 施設構成情報 (第3条4. 2. 1に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものを示す図書、情報」をいう。)</u> <u>(3) 物理的構成 (実際の構築物、系統及び機器をいう。)</u></p> <p><u>1 4. 情報共有</u> 組織は、<u>保全</u>を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p> <p><u>(設計管理)</u> <u>第107条の2 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更</u><u>に該当するかどうかを判断する。</u> <u>2. 組織は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7.3に従って実施する。</u> <u>(1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項</u> <u>(2) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の規定及び原子炉設置 (変更) 許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</u> <u>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</u> <u>(4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</u> <u>3. 本条における設計管理には、次条に定める作業管理及び第107条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</u></p> <p><u>(作業管理)</u> <u>第107条の3 組織は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</u> <u>2. 組織は、原子炉施設の点検及び工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</u> <u>(1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</u> <u>(2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</u> <u>(3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</u> <u>(4) 作業工程の管理</u> <u>(5) 供用開始までの作業対象設備の管理</u> <u>(6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理</u> <u>(7) 第7章に基づく放射線管理</u> <u>3. 組織は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項及び第13条による巡視点検を定期的に行う。</u></p> <p><u>(使用前事業者検査の実施)</u> <u>第107条の4 所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出 (以下、本条において「設工認」という。)の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査 (以下、本条において「検査」という。)を統括する。</u> <u>2. 安全総括GMは、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施GMとして指名する。</u> <u>3. 検査実施GMは、自ら検査実施責任者となるか、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査の独立性確保を考慮し、検査実施責任者を指名する。</u></p>	<p><u>1 3. 構成管理</u> <u>組織は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</u> <u>(1) 設計要件 (第3条7. 2. 1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第107条の2の設計に対する要求事項をいう。)</u> <u>(2) 施設構成情報 (第3条4. 2. 1に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものを示す図書、情報」をいう。)</u> <u>(3) 物理的構成 (実際の構築物、系統及び機器をいう。)</u></p> <p><u>1 4. 情報共有</u> 組織は、<u>保全</u>を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p> <p><u>(設計管理)</u> <u>第107条の2 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更</u><u>に該当するかどうかを判断する。</u> <u>2. 組織は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7.3に従って実施する。</u> <u>(1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項</u> <u>(2) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の規定及び原子炉設置 (変更) 許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</u> <u>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</u> <u>(4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</u> <u>3. 本条における設計管理には、次条に定める作業管理及び第107条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</u></p> <p><u>(作業管理)</u> <u>第107条の3 組織は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</u> <u>2. 組織は、原子炉施設の点検及び工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</u> <u>(1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</u> <u>(2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</u> <u>(3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</u> <u>(4) 作業工程の管理</u> <u>(5) 供用開始までの作業対象設備の管理</u> <u>(6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理</u> <u>(7) 第7章に基づく放射線管理</u> <u>3. 組織は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項及び第13条による巡視点検を定期的に行う。</u></p> <p><u>(使用前事業者検査の実施)</u> <u>第107条の4 所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出 (以下、本条において「設工認」という。)の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査 (以下、本条において「検査」という。)を統括する。</u> <u>2. 安全総括GMは、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施GMとして指名する。</u> <u>3. 検査実施GMは、自ら検査実施責任者となるか、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査の独立性確保を考慮し、検査実施責任者を指名する。</u></p>	

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前 (現行規定：ROP反映版(令和2年5月26日 認可))	変 更 後	備 考
<p>4. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書^{*1}を定め、それを実施する。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目毎の判定基準を定める。</p> <p>a) 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号 a) 及び b) の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※1：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a) 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>b) 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c) その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>5. 検査実施責任者は検査項目毎の判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>6. 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>7. 各GMは、第4項及び第5項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第107条の5 所長は、原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2. 安全総括GMは、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備を所管又は点検を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施GMとして指名する。</p> <p>3. 検査実施GMは、自ら検査実施責任者となるか、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査の独立性確保を考慮し、検査実施責任者を指名する。</p> <p>4. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書^{*1}を定め、それを実施する。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目毎の判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※1：各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>(1) 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>(2) 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>(3) (1)(2)による方法のほか、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</p>	<p>4. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書^{*1}を定め、それを実施する。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目毎の判定基準を定める。</p> <p>a) 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号 a) 及び b) の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※1：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a) 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>b) 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c) その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>5. 検査実施責任者は検査項目毎の判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>6. 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>7. 各GMは、第4項及び第5項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第107条の5 所長は、原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2. 安全総括GMは、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備を所管又は点検を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施GMとして指名する。</p> <p>3. 検査実施GMは、自ら検査実施責任者となるか、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査の独立性確保を考慮し、検査実施責任者を指名する。</p> <p>4. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書^{*1}を定め、それを実施する。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目毎の判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※1：各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>(1) 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>(2) 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>(3) (1)(2)による方法のほか、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前 (現行規定：ROP反映版(令和2年5月26日認可))	変更後	備考
<p>5. 検査実施責任者は検査項目毎の判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者。</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>6. 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>7. 各GMは、第4項及び第5項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</p> <p>第107条の6</p> <p>各GMは、1号炉及び5号炉に関し、重要度分類指針におけるクラス1、2、3の機能を有する機器及び構造物^{※1} (以下、本条において「機器及び構造物」という。)について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施した以下の事項について、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、あるいはその他経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、策定した長期施設管理方針を変更する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号に基づく長期施設管理方針の策定^{※2}</p> <p>2. 高経年化評価GMは、2号炉、3号炉、4号炉、6号炉及び7号炉に関し、機器及び構造物について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、前項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>3. 高経年化評価GMは、機器及び構造物について、各号炉毎、運転期間延長認可申請^{※3}をする場合においては営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、第1項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>4. 高経年化評価GMは、機器及び構造物について、各号炉毎、認可^{※4}を受けた延長期間が10年を超える場合においては、営業運転を開始した日以後50年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、第1項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>5. 1号炉及び5号炉の長期施設管理方針は添付4に示すものとする。</p> <p>※1：動作する機能を有する機器及び構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</p> <p>※2：30年を経過する日までに策定する場合は10年間の、それ以外の場合は延長する期間が満了する日までの方針。</p> <p>※3：原子炉等規制法第43条の3の32第4項に規定される申請をいう。</p> <p>※4：原子炉等規制法第43条の3の32第2項に規定される認可をいう。</p>	<p>5. 検査実施責任者は検査項目毎の判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者。</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>6. 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>7. 各GMは、第4項及び第5項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</p> <p>第107条の6</p> <p>各GMは、1号炉及び5号炉に関し、重要度分類指針におけるクラス1、2、3の機能を有する機器及び構造物^{※1} (以下、本条において「機器及び構造物」という。)について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施した以下の事項について、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、あるいはその他経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、策定した長期施設管理方針を変更する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号に基づく長期施設管理方針の策定^{※2}</p> <p>2. 高経年化評価GMは、2号炉、3号炉、4号炉、6号炉及び7号炉に関し、機器及び構造物並びに常設重大事故等対処設備^{※3}について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、前項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>3. 高経年化評価GMは、機器及び構造物について、各号炉毎、運転期間延長認可申請^{※4}をする場合においては営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、第1項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>4. 高経年化評価GMは、機器及び構造物について、各号炉毎、認可^{※5}を受けた延長期間が10年を超える場合においては、営業運転を開始した日以後50年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、第1項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>5. 1号炉及び5号炉の長期施設管理方針は添付6に示すものとする。</p> <p>※1：動作する機能を有する機器及び構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</p> <p>※2：30年を経過する日までに策定する場合は10年間の、それ以外の場合は延長する期間が満了する日までの方針。</p> <p>※3：「常設重大事故等対処設備」とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第43条第2項の設備をいう(7号炉に限る)。</p> <p>※4：原子炉等規制法第43条の3の32第4項に規定される申請をいう。</p> <p>※5：原子炉等規制法第43条の3の32第2項に規定される認可をいう。</p>	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規基準の施行に伴う変更)</p> <p>記載の適正化</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規基準の施行に伴う変更)</p>

変更前 (現行規定：ROP反映版(令和2年5月26日 認可))	変更後	備考																																																																																										
<p style="text-align: center;">第11章 記録及び報告</p> <p>(記録) 第120条 組織は、表120-1及び表120-3に定める保安に関する記録を適正に作成 (<u>表120-1の1.の記録を除く。</u>)し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。 <u>2. 各GMは、表120-2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第11章 記録及び報告</p> <p>(記録) 第120条 組織は、表120-1及び表120-3に定める保安に関する記録を適正に作成 (<u>表120-1の1.の記録を除く。</u>)し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。 <u>2. 各GMは、表120-2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</u></p>																																																																																											
<p>表120-1</p> <table border="1" data-bbox="127 625 1329 1860"> <thead> <tr> <th>記録 (実用炉規則第67条に基づく記録)</th> <th>記録すべき場合^{*1}</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. <u>使用前確認の結果</u></td> <td><u>確認の都度</u></td> <td><u>同一事項に関する次の確認の時までの期間</u></td> </tr> <tr> <td>2. 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>監視を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>3. <u>保全の結果 (安全上重要な機器及び構造物は除く)</u> 及びその担当者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td><u>保全</u>を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>4. <u>安全上重要な機器及び構造物の保全の結果</u> (法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容を含む^{*2}) 及びその担当者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td><u>保全</u>を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>5. <u>保全の結果の確認・評価</u>及びその担当者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>確認・評価を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>6. <u>保全の不適合管理</u>、<u>是正処置</u>、<u>未然防止処置</u>及びその担当者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>不適合管理、是正処置及び<u>未然防止処置</u>を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>7. 保全の有効性評価、<u>施設管理</u>の有効性評価及びその担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>評価を実施した原子炉施設の<u>施設管理方針</u>、<u>施設管理目標</u>又は<u>施設管理実施計画</u>の改定までの期間</td> </tr> <tr> <td>8. 熱出力</td> <td>原子炉に1体以上</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>9. 炉心の中性子束密度</td> <td>燃料が装荷されて</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>10. 炉心の温度</td> <td>いる場合連続して</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>11. 冷却材入口温度</td> <td rowspan="5">原子炉の状態が運転及び起動において1時間ごと</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>12. 冷却材出口温度</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>13. 冷却材圧力</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>14. 冷却材流量</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>15. 制御棒位置</td> <td>同上</td> <td>1年間</td> </tr> </tbody> </table>	記録 (実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合 ^{*1}	保存期間	1. <u>使用前確認の結果</u>	<u>確認の都度</u>	<u>同一事項に関する次の確認の時までの期間</u>	2. 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名	実施の都度	監視を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	3. <u>保全の結果 (安全上重要な機器及び構造物は除く)</u> 及びその担当者の氏名	実施の都度	<u>保全</u> を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	4. <u>安全上重要な機器及び構造物の保全の結果</u> (法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容を含む ^{*2}) 及びその担当者の氏名	実施の都度	<u>保全</u> を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	5. <u>保全の結果の確認・評価</u> 及びその担当者の氏名	実施の都度	確認・評価を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	6. <u>保全の不適合管理</u> 、 <u>是正処置</u> 、 <u>未然防止処置</u> 及びその担当者の氏名	実施の都度	不適合管理、是正処置及び <u>未然防止処置</u> を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	7. 保全の有効性評価、 <u>施設管理</u> の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の <u>施設管理方針</u> 、 <u>施設管理目標</u> 又は <u>施設管理実施計画</u> の改定までの期間	8. 熱出力	原子炉に1体以上	10年間	9. 炉心の中性子束密度	燃料が装荷されて	10年間	10. 炉心の温度	いる場合連続して	10年間	11. 冷却材入口温度	原子炉の状態が運転及び起動において1時間ごと	10年間	12. 冷却材出口温度	10年間	13. 冷却材圧力	10年間	14. 冷却材流量	10年間	15. 制御棒位置	同上	1年間	<p>表120-1</p> <table border="1" data-bbox="1380 625 2582 1860"> <thead> <tr> <th>記録 (実用炉規則第67条に基づく記録)</th> <th>記録すべき場合^{*1}</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. <u>使用前確認の結果</u></td> <td><u>確認の都度</u></td> <td><u>同一事項に関する次の確認の時までの期間</u></td> </tr> <tr> <td>2. 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>監視を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>3. <u>保全の結果 (安全上重要な機器及び構造物は除く)</u> 及びその担当者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td><u>保全</u>を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>4. <u>安全上重要な機器及び構造物の保全の結果</u> (法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容を含む^{*2}) 及びその担当者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td><u>保全</u>を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>5. <u>保全の結果の確認・評価</u>及びその担当者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>確認・評価を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>6. <u>保全の不適合管理</u>、<u>是正処置</u>、<u>未然防止処置</u>及びその担当者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>不適合管理、是正処置及び<u>未然防止処置</u>を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>7. 保全の有効性評価、<u>施設管理</u>の有効性評価及びその担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>評価を実施した原子炉施設の<u>施設管理方針</u>、<u>施設管理目標</u>又は<u>施設管理実施計画</u>の改定までの期間</td> </tr> <tr> <td>8. 熱出力</td> <td>原子炉に1体以上</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>9. 炉心の中性子束密度</td> <td>燃料が装荷されて</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>10. 炉心の温度</td> <td>いる場合連続して</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>11. 冷却材入口温度</td> <td rowspan="5">原子炉の状態が運転及び起動において1時間ごと</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>12. 冷却材出口温度</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>13. 冷却材圧力</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>14. 冷却材流量</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>15. 制御棒位置</td> <td>同上</td> <td>1年間</td> </tr> </tbody> </table>	記録 (実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合 ^{*1}	保存期間	1. <u>使用前確認の結果</u>	<u>確認の都度</u>	<u>同一事項に関する次の確認の時までの期間</u>	2. 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名	実施の都度	監視を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	3. <u>保全の結果 (安全上重要な機器及び構造物は除く)</u> 及びその担当者の氏名	実施の都度	<u>保全</u> を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	4. <u>安全上重要な機器及び構造物の保全の結果</u> (法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容を含む ^{*2}) 及びその担当者の氏名	実施の都度	<u>保全</u> を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	5. <u>保全の結果の確認・評価</u> 及びその担当者の氏名	実施の都度	確認・評価を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	6. <u>保全の不適合管理</u> 、 <u>是正処置</u> 、 <u>未然防止処置</u> 及びその担当者の氏名	実施の都度	不適合管理、是正処置及び <u>未然防止処置</u> を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	7. 保全の有効性評価、 <u>施設管理</u> の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の <u>施設管理方針</u> 、 <u>施設管理目標</u> 又は <u>施設管理実施計画</u> の改定までの期間	8. 熱出力	原子炉に1体以上	10年間	9. 炉心の中性子束密度	燃料が装荷されて	10年間	10. 炉心の温度	いる場合連続して	10年間	11. 冷却材入口温度	原子炉の状態が運転及び起動において1時間ごと	10年間	12. 冷却材出口温度	10年間	13. 冷却材圧力	10年間	14. 冷却材流量	10年間	15. 制御棒位置	同上	1年間	
記録 (実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合 ^{*1}	保存期間																																																																																										
1. <u>使用前確認の結果</u>	<u>確認の都度</u>	<u>同一事項に関する次の確認の時までの期間</u>																																																																																										
2. 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名	実施の都度	監視を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間																																																																																										
3. <u>保全の結果 (安全上重要な機器及び構造物は除く)</u> 及びその担当者の氏名	実施の都度	<u>保全</u> を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間																																																																																										
4. <u>安全上重要な機器及び構造物の保全の結果</u> (法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容を含む ^{*2}) 及びその担当者の氏名	実施の都度	<u>保全</u> を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間																																																																																										
5. <u>保全の結果の確認・評価</u> 及びその担当者の氏名	実施の都度	確認・評価を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間																																																																																										
6. <u>保全の不適合管理</u> 、 <u>是正処置</u> 、 <u>未然防止処置</u> 及びその担当者の氏名	実施の都度	不適合管理、是正処置及び <u>未然防止処置</u> を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間																																																																																										
7. 保全の有効性評価、 <u>施設管理</u> の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の <u>施設管理方針</u> 、 <u>施設管理目標</u> 又は <u>施設管理実施計画</u> の改定までの期間																																																																																										
8. 熱出力	原子炉に1体以上	10年間																																																																																										
9. 炉心の中性子束密度	燃料が装荷されて	10年間																																																																																										
10. 炉心の温度	いる場合連続して	10年間																																																																																										
11. 冷却材入口温度	原子炉の状態が運転及び起動において1時間ごと	10年間																																																																																										
12. 冷却材出口温度		10年間																																																																																										
13. 冷却材圧力		10年間																																																																																										
14. 冷却材流量		10年間																																																																																										
15. 制御棒位置		同上	1年間																																																																																									
記録 (実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合 ^{*1}	保存期間																																																																																										
1. <u>使用前確認の結果</u>	<u>確認の都度</u>	<u>同一事項に関する次の確認の時までの期間</u>																																																																																										
2. 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名	実施の都度	監視を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間																																																																																										
3. <u>保全の結果 (安全上重要な機器及び構造物は除く)</u> 及びその担当者の氏名	実施の都度	<u>保全</u> を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間																																																																																										
4. <u>安全上重要な機器及び構造物の保全の結果</u> (法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容を含む ^{*2}) 及びその担当者の氏名	実施の都度	<u>保全</u> を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間																																																																																										
5. <u>保全の結果の確認・評価</u> 及びその担当者の氏名	実施の都度	確認・評価を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間																																																																																										
6. <u>保全の不適合管理</u> 、 <u>是正処置</u> 、 <u>未然防止処置</u> 及びその担当者の氏名	実施の都度	不適合管理、是正処置及び <u>未然防止処置</u> を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間																																																																																										
7. 保全の有効性評価、 <u>施設管理</u> の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の <u>施設管理方針</u> 、 <u>施設管理目標</u> 又は <u>施設管理実施計画</u> の改定までの期間																																																																																										
8. 熱出力	原子炉に1体以上	10年間																																																																																										
9. 炉心の中性子束密度	燃料が装荷されて	10年間																																																																																										
10. 炉心の温度	いる場合連続して	10年間																																																																																										
11. 冷却材入口温度	原子炉の状態が運転及び起動において1時間ごと	10年間																																																																																										
12. 冷却材出口温度		10年間																																																																																										
13. 冷却材圧力		10年間																																																																																										
14. 冷却材流量		10年間																																																																																										
15. 制御棒位置		同上	1年間																																																																																									

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前 (現行規定：ROP反映版(令和2年5月26日認可))			変更後			備考
記録 (実用炉規則第6.7条に基づく記録)	記録すべき場合※1	保存期間	記録 (実用炉規則第6.7条に基づく記録)	記録すべき場合※1	保存期間	
16. 再結合装置内の温度	同上	1年間	16. 再結合装置内の温度	同上	1年間	
17. 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量	毎日1回	1年間	17. 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量	毎日1回	1年間	
18. 原子炉内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	取出後10年間	18. 原子炉内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	取出後10年間	
19. 運転開始前の点検結果	開始の都度	1年間	19. 運転開始前の点検結果	開始の都度	1年間	
20. 運転停止後の点検結果	停止の都度	1年間	20. 運転停止後の点検結果	停止の都度	1年間	
21. 運転開始日時	その都度	1年間	21. 運転開始日時	その都度	1年間	
22. 臨界到達日時	同上	1年間	22. 臨界到達日時	同上	1年間	
23. 運転切替日時	同上	1年間	23. 運転切替日時	同上	1年間	
24. 緊急しゃ断日時	同上	1年間	24. 緊急しゃ断日時	同上	1年間	
25. 運転停止日時	同上	1年間	25. 運転停止日時	同上	1年間	
26. 警報装置から発せられた警報の内容※3	同上	1年間	26. 警報装置から発せられた警報の内容※3	同上	1年間	
27. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項	交代の都度	1年間	27. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項	交代の都度	1年間	
28. 運転上の制限に関する点検結果及び運転上の制限からの逸脱があった場合に講じた措置	その都度	1年間 (ただし、運転上の制限からの逸脱があった場合にについては5年間)	28. 運転上の制限に関する点検結果及び運転上の制限からの逸脱があった場合に講じた措置	その都度	1年間 (ただし、運転上の制限からの逸脱があった場合にについては5年間)	
29. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	5年間	29. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	5年間	
30. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間	30. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間	
31. 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	挿入前及び取出後	取出後10年間	31. 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	挿入前及び取出後	取出後10年間	
32. 発電所の外において貯蔵しようとする使用済燃料の記録 (1) 外観 (2) 最高燃焼度 (3) 取出しから容器への封入までの期間 (4) 使用済燃料を封入した容器内における当該使用済燃料の配置	払出しの都度	使用済燃料の貯蔵を委託する相手方に記録を引き渡すまでの期間	32. 発電所の外において貯蔵しようとする使用済燃料の記録 (1) 外観 (2) 最高燃焼度 (3) 取出しから容器への封入までの期間 (4) 使用済燃料を封入した容器内における当該使用済燃料の配置	払出しの都度	使用済燃料の貯蔵を委託する相手方に記録を引き渡すまでの期間	
33. 発電所の外において貯蔵しようとする使用済燃料を封入した容器の記録 (1) 外観 (2) 漏えい率 (3) 真空乾燥した後の真空度又は不活性ガスを充填した後の湿度並びに充填した不活性ガスの成分、量及び圧力 (4) 容器内において使用済燃料の位置を固定するための装置の外観 (5) 重量	払出しの都度	使用済燃料の貯蔵を委託する相手方に記録を引き渡すまでの期間	33. 発電所の外において貯蔵しようとする使用済燃料を封入した容器の記録 (1) 外観 (2) 漏えい率 (3) 真空乾燥した後の真空度又は不活性ガスを充填した後の湿度並びに充填した不活性ガスの成分、量及び圧力 (4) 容器内において使用済燃料の位置を固定するための装置の外観 (5) 重量	払出しの都度	使用済燃料の貯蔵を委託する相手方に記録を引き渡すまでの期間	

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前 (現行規定: ROP反映版(令和2年5月26日認可))			変更後			備考
記録 (実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合 ^{*1}	保存期間	記録 (実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合 ^{*1}	保存期間	
34. 原子炉本体, 使用済燃料の貯蔵施設, 放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	毎日運転中1回	10年間	34. 原子炉本体, 使用済燃料の貯蔵施設, 放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	毎日運転中1回	10年間	
35. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回, 3月間の平均濃度にあつては3月毎に1回	10年間	35. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回, 3月間の平均濃度にあつては3月毎に1回	10年間	
36. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量, 空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間	36. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量, 空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間	
37. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量, 女子 ^{※4} の放射線業務従事者の4月1日, 7月1日, 10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回, 3月間の線量にあつては3月毎に1回, 1月間の線量にあつては1月毎に1回	※5	37. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量, 女子 ^{※4} の放射線業務従事者の4月1日, 7月1日, 10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回, 3月間の線量にあつては3月毎に1回, 1月間の線量にあつては1月毎に1回	※5	
38. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回	※5	38. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回	※5	
39. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※5	39. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※5	
40. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	※5	40. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	※5	
41. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量, その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1年間	41. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量, その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1年間	
42. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類, 当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量, 当該放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日, 場所及び方法	廃棄の都度	※6	42. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類, 当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量, 当該放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日, 場所及び方法	廃棄の都度	※6	

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前 (現行規定：ROP反映版(令和2年5月26日 認可))			変更後			備考
記録 (実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合※1	保存期間	記録 (実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合※1	保存期間	
43. 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	※6	43. 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	※6	
44. 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	広がり防止及び除去の都度	1年間	44. 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	広がり防止及び除去の都度	1年間	
45. 事故発生及び復旧の日時	その都度	※6	45. 事故発生及び復旧の日時	その都度	※6	
46. 事故の状況及び事故に際して採った処置	同上	※6	46. 事故の状況及び事故に際して採った処置	同上	※6	
47. 事故の原因	同上	※6	47. 事故の原因	同上	※6	
48. 事故後の処置	同上	※6	48. 事故後の処置	同上	※6	
49. 風向及び風速	連続して	10年間	49. 風向及び風速	連続して	10年間	
50. 降雨量	同上	10年間	50. 降雨量	同上	10年間	
51. 大気温度	同上	10年間	51. 大気温度	同上	10年間	
52. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間	52. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間	
53. 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名	実施の都度	3年間	53. 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名	実施の都度	3年間	
54. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価	評価の都度	※6	54. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価	評価の都度	※6	
55. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価	評価の都度	※6	55. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価	評価の都度	※6	
<p>※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検、故障又は消耗品の取替により記録不能な期間を除く。</p> <p>※2：法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8 (変更の許可及び届出等)、第43条の3の9 (設計及び工事の計画の認可)、第43条の3の10 (設計及び工事の計画の届出) 及び第43条の3の11第3項 (使用前事業者検査の確認申請)、並びに電気事業法 第47条・第48条 (工事計画) 及び第49条・第50条 (使用前検査) に係る手続きをいう。なお、手続きが不要と判断した場合にも、その理由を併せて記録する。</p> <p>※3：「警報装置から発せられた警報」とは、<u>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第47条第1項及び第2項</u>に規定する範囲の警報をいう。</p> <p>※4：妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。</p> <p>※5：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>※6：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間</p>			<p>※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検、故障又は消耗品の取替により記録不能な期間を除く。</p> <p>※2：法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8 (変更の許可及び届出等)、第43条の3の9 (設計及び工事の計画の認可)、第43条の3の10 (設計及び工事の計画の届出) 及び第43条の3の11第3項 (使用前事業者検査の確認申請)、並びに電気事業法 第47条・第48条 (工事計画) 及び第49条・第50条 (使用前検査) に係る手続きをいう。なお、手続きが不要と判断した場合にも、その理由を併せて記録する。</p> <p>※3：「警報装置から発せられた警報」とは、<u>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第47条第1項及び第2項</u>に規定する範囲の警報をいう。</p> <p>※4：妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。</p> <p>※5：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>※6：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間</p>			

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前 (現行規定：ROP反映版(令和2年5月26日 認可))			変 更 後			備 考
表120-2			表120-2			
記録(実用炉規則第14条の3及び第57条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間	記録(実用炉規則第14条の3及び第57条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間	
1. 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	当該使用前事業者検査に係る発電用原子炉施設の存続する期間	1. 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	当該使用前事業者検査に係る発電用原子炉施設の存続する期間	
2. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	その発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間	2. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	その発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間	

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前 (現行規定：ROP反映版(令和2年5月26日認可))			変更後			備考
表120-3*7			表120-3*7			
記録 (実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間	記録 (実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間	
1. 品質マネジメントシステム計画に関する以下の文書			1. 品質マネジメントシステム計画に関する以下の文書			
第3条品質マネジメントシステム計画の「4.2.1a)～d)」に定める文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	第3条品質マネジメントシステム計画の「4.2.1a)～d)」に定める文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	
2. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する以下の記録			2. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する以下の記録			
(1) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5年	(1) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5年	
(2) 力量、教育・訓練及び他の措置について該当する記録	作成の都度	5年	(2) 力量、教育・訓練及び他の措置について該当する記録	作成の都度	5年	
(3) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録	作成の都度	5年	(3) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録	作成の都度	5年	
(4) 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録	作成の都度	5年	(4) 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録	作成の都度	5年	
(5) 業務・原子炉施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録	作成の都度	5年	(5) 業務・原子炉施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録	作成の都度	5年	
(6) 設計・開発のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	(6) 設計・開発のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	
(7) 設計・開発の検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	(7) 設計・開発の検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	
(8) 設計・開発の妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	(8) 設計・開発の妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	
(9) 設計・開発の変更の記録	作成の都度	5年	(9) 設計・開発の変更の記録	作成の都度	5年	
(10) 設計・開発の変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	(10) 設計・開発の変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	
(11) 供給者の評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録	作成の都度	5年	(11) 供給者の評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録	作成の都度	5年	
(12) プロセスの妥当性確認の結果の記録	作成の都度	5年	(12) プロセスの妥当性確認の結果の記録	作成の都度	5年	
(13) 業務・原子炉施設に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	5年	(13) 業務・原子炉施設に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	5年	
(14) 組織の外部の者の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録	作成の都度	5年	(14) 組織の外部の者の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録	作成の都度	5年	
(15) 校正又は検証に用いた基準の記録	作成の都度	5年	(15) 校正又は検証に用いた基準の記録	作成の都度	5年	
(16) 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、従前の測定結果の妥当性評価の記録	作成の都度	5年	(16) 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、従前の測定結果の妥当性評価の記録	作成の都度	5年	
(17) 校正及び検証の結果の記録	作成の都度	5年	(17) 校正及び検証の結果の記録	作成の都度	5年	
(18) 内部監査の結果の記録	作成の都度	5年	(18) 内部監査の結果の記録	作成の都度	5年	
(19) 使用前事業者検査等及び自主検査等の合否判定基準への適合の記録	作成の都度	5年	(19) 使用前事業者検査等及び自主検査等の合否判定基準への適合の記録	作成の都度	5年	
(20) プロセスの次の段階に進むことを承認した人の記録	作成の都度	5年	(20) プロセスの次の段階に進むことを承認した人の記録	作成の都度	5年	
(21) 不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録	作成の都度	5年	(21) 不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録	作成の都度	5年	
(22) 是正処置の結果の記録	作成の都度	5年	(22) 是正処置の結果の記録	作成の都度	5年	
(23) 未然防止処置の結果の記録	作成の都度	5年	(23) 未然防止処置の結果の記録	作成の都度	5年	

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前 (現行規定：ROP反映版(令和2年5月26日 認可))	変 更 後	備 考
<p>※7：表120-1又は表120-2を適用する場合は、本表を適用しない。</p>	<p>※7：表120-1又は表120-2を適用する場合は、本表を適用しない。</p>	